令和4年度 教育委員会事務の点検及び評価報告書

(令和3年度事務事業分)

山形市教育委員会

山形市議会議長 鈴 木 善 太 郎 様

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和3年度の山形 市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について行った点検及び評価の結果に 関する報告書を提出します。

令和4年11月24日

山形市教育委員会教育長 金 沢 智 也

目 次

1	教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について	1
2	令和3年度教育委員会の活動状況	
	(1) 山形市教育委員会·····	3
	(2) 教育委員会会議の開催	3
	(3) 教育懇談会の開催	5
	(4) 総合教育会議の開催	6
	(5) 計画訪問及び公開研究会の視察	6
	(6) その他の活動状況	7
	(7) 教育委員会活動の情報発信	7
3	令和3年度事務事業体系図	8
4	令和3年度事務事業の点検及び評価	
	施策の方向 1 学校教育の充実	
	基本施策1 魅力ある学校づくり	
	施策1 主体的・協働的・創造的に学ぶ授業づくりの推進と確かな学力の育成	1 1
	施策2 価値ある豊かな体験活動の充実	17
	基本施策2 安全・安心の学校づくり	
	施策2 生命を守る安全教育と防災教育の徹底	2 2
	施策3 いのちの教育の充実	2 6
	施策5 子どもの人格を大切にする学校づくりの推進	2 9
	基本施策3 連携による教育の充実	
	施策2 学校間・校種間の連携の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2
	施策の方向2 生涯学習の推進	
	基本施策7 家庭・学校・地域と連携し、次代を担う健全な人づくり	
	施策 1 青少年の健全育成活動の充実	3 5
	施策2 児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 0
5	外部評価者の総評・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 6
	参考資料1】	
;	地方教育行政の組織及び運営に関する法律《抜粋》	4 8
	参考資料2】 ルルナルネチョムの特別は見せる東郊佐の佐畑みがたたればのよわれば死伍中佐西郷	
	山形市教育委員会の権限に属する事務等の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱	ວ ()

1 教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。) 第26条第1項の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況に ついて点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公 表することが義務付けられています。

このため、山形市教育委員会では教育行政の実施機関として効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすために令和3年度に行った教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、併せて、教育委員会会議の開催状況、審査議案、研修や各種大会参加状況等を記載し報告書として作成し公表するものです。

(1) 点検及び評価の対象

点検及び評価の対象は、令和3年度に実施された教育委員会の権限に属する事務及びその他山形 市教育委員会が所管する事務事業とします。

令和2年度から「山形市教育振興基本計画(平成30年2月策定)」に位置付けられている施策を抽出し点検及び評価を行っていますが、令和4年度においても施策を抽出し点検及び評価を行いました。

令和2年度(令和元年度事業分)から令和4年度(令和3年度事業分)の3年間で、山形市教育 振興基本計画に掲げるすべての施策を対象とします。

(2) 点検及び評価の実施方法

点検及び評価は、教育委員会の各所属による対象事務事業の自己点検及び評価と、学識経験者による評価(以下「外部評価」という。)により行いました。

① 自己点検及び評価

対象となる事務事業(「施策」)について、山形市教育振興基本計画の施策体系に沿った取組 ごとに、目的・概要、必要に応じて成果指標を設定し、取組の実施状況(実績)、成果、課題及 び改善案について、自己評価を行いました。

なお、成果指標については、目的や実績を表す際の参考数値であり、この数値のみをもって事 務事業の全ての成果を表すものではありません。

②学識経験者の知見の活用

点検及び評価の客観性を確保するため、法第26条第2項並びに山形市教育委員会の権限に属する事務等の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱第5条の規定により、次の2名の学識経験者 (以下、外部評価者)の知見をいただきながら、外部評価を行いました。

外部評価者からは、各所属による自己評価の後、取り組んだ施策に関する自己評価について個別に評価していただき、さらに、教育委員会全体の事務事業についての総評をいただきました。

<外部評価者>

• 埼玉大学 名誉教授

東北文化学園大学 名誉教授 貝山 道博 氏

山形市の地方創生推進交付金対象事業に係る外部検証委員を務め、広く行政評価に関わる。 平成24年度から「教育委員会事務の点検及び評価」外部評価者を務める。

・山形大学院 教育実践研究科 教授 中井 義時 氏 平成27年度まで山形県教育次長を務め、山形県の教育行政に深く携わる。

平成28年度から「教育委員会事務の点検及び評価」外部評価者を務める。

2 **令和3年度教育委員会の活動状況** (令和3年4月1日~令和4年3月31日)

(1) 山形市教育委員会

職名	氏 名	職業	任期
教育長	荒 澤 賢 雄	元山形市立小学校長	平成31年 4月 1日~令和 4年 3月31日
委 員 (教育長職務代理者)	無着道子	宗教法人住職補佐	平成30年 4月 1日~令和 4年 3月31日
委 員 (教育長職務代理者)	白 鳥 樹一郎	元山形市立小学校長	令和 2年 4月 1日~令和 6年 3月31日
委員	中村篤	会社役員	令和 2年11月12日~令和 6年11月11日
委 員	熊坂香織	元公益社団法人職員	平成31年 4月 1日~令和 5年 3月31日

(2) 教育委員会会議の開催

毎月1回(原則)の定例会、必要に応じ開催される臨時会を開催し、次の案件・報告について審議等を行いました。

①教育委員会会議の開催状況

* 定例会

_{左 年} 開催					
年度	年度 四数	議案件数	専決件数	協議事項	報告件数
R3	13回	28件	0件	1件	17件
R2	12回	34件	2件	- 件	14件
R1	13回	36件	1件	- 件	20件

* 臨時会

	開催				
年度	回数	議案件数	専決件数	協議事項	報告件数
R3	3回	6件	0件	0件	1件
R2	10回	12件	0件	- 件	1件
R1	6回	7件	0件	- 件	4件

②令和3年度教育委員会会議の開催状況

開催日	区分	件 名		
令和 3年 4月22日	定例	議案第21号	山形市総合学習センター運営協議会委員の選出について	
74 34 47220	JE 191	議案第22号	山形市社会教育委員会の委嘱について	
		議案第23号	市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について	
		議案第24号	山形市立商業高等学校管理運営規則の一部改正について	
		議案第25号	山形市立商業高等学校管理運営規則の一部改正について	
		議案第26号	山形市総合学習センター運営協議会委員の委嘱について	
令和 3年 5月27日	日定例	議案第27号	山形市少年自然の家運営協議会委員の委嘱について	
		議案第28号	山形市立図書館協議会委員の委嘱について	
		報告事項(1)	山形市立中学校における個人情報漏えいについて	
		報告事項(2)	株式会社七日町再開発ビルの令和2年度決算及び令和1年度事業計画等について	
		報告事項(3)	図書館での新しい生活様式に対応した取組について	
令和 3年 6月29日	定例	議案第29号	学校情報セキュリティポリシーガイドラインの一部改定について	
T 71 34 0 7 29 C	上例	議案第30号	山形市少年自然の家運営協議会委員の委嘱について	
		議案第31号	令和4年度使用教科用図書の採択について	
令和 3年 7月27日	定例	議案第32号	山形市少年自然の家運営協議会委員の委嘱について	
		報告事項(1)	令和2年度山形市給食センター整備運営事業のモニタリング結果について	

開催日	区分		件 名
A T- 0 = 0 = 0 = 0	- /51	議案第33号	市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について
令和 3年 8月26日	定例	報告事項(1)	小学校、中学校等における新型コロナウイルス感染症に関する対応について
令和 3年 8月26日	吃生	議案第34号	市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について
	臨時	議案第35号	教育財産(建物)の取得申出について
스테 2도 0日22日	⇔ /⊠	報告事項(1)	山形市広域炊飯施設建設に係る工事の進捗状況と維持管理運営方法について
令和 3年 9月22日	定例	報告事項(2)	令和3年度全国学力・学習状況調査結果の概要について
令和 3年10月20日	定例	議案第36号	令和3年度教育委員会事務の点検及び評価について
		議案第37号	市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について
		議案第38号	令和4年度震災による福島県等からの山形市立商業高等学校への受検に係 る実施要綱について
令和 3年11月16日	定例	議案第39号	令和5年度山形市立商業高等学校入学者選抜基本方針について
		報告事項(1)	山形市教育振興基本計画の見直しについて
		報告事項(2)	山形広域炊飯施設の費用負担等に係る協定の締結について
		議案第40号	山形市立商業高等学校管理運営規則の一部改正について
令和 3年12月23日	定例	報告事項(1)	商業高等学校校舎等改築事業の進捗状況について
		報告事項(2)	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入と地域学校協働 活動の実施状況について
		議案第 1号	山形市社会教育委員の委嘱について
令和 4年 1月25日	定例	報告事項(1)	小学校、中学校等における新型コロナウイルス感染症に関する対応について
			令和3年度卒業式及び令和4年度入学式等について -
令和 4年 2月 3日	定例	議案第 2号	市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について
		議案第 3号	市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について
令和 4年 2月15日	定例	議案第 4号	令和4年度用「学校教育の重点目標 指導の指針」策定方針について
134H 14 27110H	X_1/3	報告事項(1)	令和4年「山形市二十歳の祝賀式」について
		報告事項(2)	「(仮称)山形市教育の情報化推進計画」の策定について
		議案第 5号	県費負担教職員の人事の内申について
令和 4年 3月 8日	臨時	議案第 6号	山形市立商業高等学校教職員の人事について
		報告事項(1)	教育委員会教職員の人事計画について
令和 4年 3月22日	臨時	議案第 7号	山形市教育委員会職員の人事について
		議案第 8号	市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について
		議案第 9 号	教育財産(建物)の取得申出について
		議案第10号	山形市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
		議案第11号	山形市教育委員会会議規則の一部改正について
令和 4年 3月24日	定例	議案第12号	山形市立商業高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部改正について
		議案第13号	令和4年度 山形市立商業高等学校運営方針について
		議案第14号	山形市公民館長の委嘱について
		協議事項(1)	「(仮称)山形市文化創造都市推進基本計画(案)」に係る意見の聴取 について
		報告事項(1)	山形市教育振興基本計画の見直しについて
令和 4年 3月24日	定例	報告事項(2)	「議案第4号 令和4年度用「学校教育の重点目標 指導の指針」策定方針 について」への質疑に対する検討結果について

(3) 教育懇談会の開催

教育懇談会を開催し、次の事項について、各所属長と意見交換を行いました。

①教育懇談会の開催状況(原則として教育委員会会議定例会終了後に開催)

年度	開催回数	懇談事項件数
R3	13回	30件
R2	12回	31件
R1	13回	37件

②令和3年度教育懇談会の開催状況

開催日		件 名
	懇談事項(1)	令和3年度山形市教育委員会計画訪問、公開研究および全国学力・学習状況調 査の実施について
令和 3年 4月22日	懇談事項(2)	山形市立小中学校におけるいじめ・不登校の状況について
	懇談事項(3)	山形市立小中学校、高等学校の新型コロナウイルスの感染状況について
	懇談事項(1)	山形市教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価の実施について
令和 3年 5月27日	懇談事項(2)	学校情報セキュリティポリシーについて
	懇談事項(3)	令和3年第73回「山形市成人の祝賀式」実施状況について
	懇談事項(1)	6月市議会定例会一般質問について
	懇談事項(2)	令和3年度 修学旅行の実施について
令和 3年 6月29日	懇談事項(3)	令和3年度の市立小中学校における水泳の学習の取扱いについて
	懇談事項(4)	山形市特別支援学校等通学支援事業の開始について
	懇談事項(5)	山形まなび館再整備事業「Q1(キューイチ)プロジェクト」について
	懇談事項(1)	令和3年度第1回総合教育会議の開催について
令和 3年 7月27日	懇談事項(2)	山形市教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価について
TAN 34 /A2/0	懇談事項(3)	山形市教育振興基本計画の見直しについて
	懇談事項(4)	山形市立学校教職員のワクチン接種状況について
	懇談事項(1)	令和4年度 山形市教育委員会山形県教育庁への要望活動について
令和 3年 8月26日	懇談事項(2)	山形県中学校総合体育大会成績の報告について
	懇談事項(3)	令和3年度 山形市教育委員会委嘱公開研究発表会及び中2・はたらく体験推進 事業実施について
令和 3年 9月22日	懇談事項(1)	9月市議会定例会一般質問について
令和 3年10月20日	懇談事項(1)	令和4年度の組織改正及び要員配置計画案【一次内示】について
节和 5年10月20日	懇談事項(2)	小学校、中学校等における新型コロナウイルス感染症に関する対応について
令和 3年11月16日	懇談事項(1)	放課後子ども教室の現状と課題について
TAM 3411月10日	懇談事項(2)	放課後児童クラブの現状と課題について
令和 3年12月23日	懇談事項(1)	12月市議会定例会一般質問について
131H 0 1277 20 H	懇談事項(2)	令和3年度第2回総合教育会議の開催について
令和 4年 1月25日	懇談事項(1)	令和3年度山形市立学校教職員褒賞受賞者について
令和 4年 2月15日	懇談事項(1)	令和3年度監査結果について
令和 4年 3月8日	懇談事項(1)	山形市教育委員会会議の改正及び(仮)山形市教育委員会会議オンライン出席 等取扱要領について
<u>───</u> 会和 4年 3日24口	懇談事項(1)	3月市議会定例会一般質問について
令和 4年 3月24日	懇談事項(2)	令和4年度教育委員会各所属の運営方針(案)について

(4) 総合教育会議の開催

次の報告・協議題について、市長と教育委員会において意見交換が行われました。

①総合教育会議の開催状況(市長主催・教育委員会補助執行)

年度	開催回数	協議件数	報告件数
R3	2回	4件	1件
R2	2回	2件	2件
R1	2回	2件	1件

②令和3年度総合教育会議の開催状況

開催日		件 名		
	報告 山形市の児童・生徒の現況について			
令和 3年 8月 3日 協議 1.山形市ICT教育の今後の取り組みについて				
		2. タブレットを活用した授業を視察されてのご意見		
令和 4年 2月 1日	協議	1. コミュニティ・スクールについて		
T M 4 4 2 月 1 日		2. 市立図書館のあり方について		

(5) 計画訪問及び公開研究会の視察

教育委員会が小中学校等を訪問し授業を参観するとともに、学校経営の状況等について学校長と懇談を行いました。感染症対策として、訪問人数を最小限に抑えました。

また、小中学校で開催される研究会を支援し、特色ある教育活動などについての視察を行いました。

①学校計画訪問

開催日	実施校
令和 3年 6月 3日	本沢小学校
令和 3年 7月 5日	蔵王第二小学校
令和 3年 7月14日	南小学校
令和 3年 9月28日	桜田小学校
令和 3年10月18日	第四小学校

②研究会(令和3年度は公開研究会は開催されませんでした)

開催日	実施校
△和 2年10日 6日	第七小学校
令和 3年10月 6日	蔵王第一小学校

(6) その他の活動状況

①施設見学

年度	施設数	名 称
R3	- 施設	実施なし
R2	- 施設	実施なし
R1	4施設	市指定候補文化財、立谷川エネルギー回収施設、グラウンド・ゴルフ場、 郡山市教育委員会総合教育支援センター

②会議、大会、研修会等への参加(山形市教育委員会主催・共催の主なもの)

年 月 日	会議・大会等名			
令和3年 4月13日	幼小中高等学校長会議			
令和3年 5月 2日	第73回成人の祝賀式			
令和3年 7月 3日	山形市立千歳小学校新校舎落成記念式			
令和3年11月14日	山形市立第八中学校 創立50周年記念式典			

[※]その他、新型コロナウイルス感染防止のため開催或いは参加がありませんでした。

③会議、大会、研修会等への参加(山形市教育委員会主催・共催以外の主なもの)

年 月 日	会議・大会等名	開催都市
令和3年 4月13日	山形県市町村教育委員会協議会 幹事会・理事会	オンライン会議
令和3年 5月28日	山形県市町村教育委員会協議会 定期総会	書面開催
令和3年10月22日	東北都市教育長協議会第2回役員会	オンライン会議
令和4年1月27日	全国都市教育長協議会第3回常任理事会・理事会	オンライン会議
令和4年2月7日	山形県市町村教育委員会協議会教育長会総会	オンライン会議

[※]その他、新型コロナウイルス感染防止のため開催或いは参加がありませんでした。

(7) 教育委員会活動の情報発信

ホームページや広報紙などを活用し、教育委員会活動の情報発信に努めました。

具体的には、山形市公式ホームページにおいて、教育委員会のしくみ、会議の周知や会議録の公開、 各所属からのお知らせなど、教育委員会活動に係る幅広い情報の発信に努めました。

3 令和3年度事務事業体系図

対象事業: 令和元年度 令和2年度 令和3年度 (実施済)

施策の方向	基本施策	施策			■取組	担当課
		主体的・協働的・創造		1	学校経営の充実	学校教育課
		1-1	的に学ぶ授業づくりの推進と確かな学力の育	2	課題解決力を育てる授業の実践	学校教育課
			成	3	確かな学力の育成	学校教育課
				1	発達段階に即した体験活動	学校教育課
		1-2	価値ある豊かな体験活動の充実	2	地域や関係機関と連携した体験活動	学校教育課
				3	少年自然の家における学校教育への支援	少年自然の家
				1	国際理解教育と郷土愛を育む教育の推進	学校教育課
				2	ICT教育の推進	学校教育課
	1	1-3	時代の変化に対応した	3	科学・技術教育の推進	学校教育課
	魅力ある	1-3	教育の推進	4	環境・福祉教育の充実	学校教育課
	学校づくり			5	情報ネットワークの推進運営と情報モラル教育の推進	学校教育課
				6	小学校プログラミング教育の充実	学校教育課
	'		一人ひとりの教育的	1	特別支援教育の推進	学校教育課
		1-4	ニーズに応える特別支	2	個別支援の充実	学校教育課
			援教育の充実	3	学校及び教職員の特別支援教育力の向上	学校教育課
			教職員研修の充実と指導力の向上	1	教職員研修の充実	学校教育課
		1-5		2	校内研修の充実	学校教育課
1		1-5		3	教員の指導力の向上	学校教育課
学				4	教職員の健康保持と働き方改革	学校教育課
学 校 教 育		2-1	健やかな心身の育成	1	健康に関する教育の推進	学校教育課
名 育	2 安全・安心の 学校づくり			2	食育の推進	学校教育課
の				3	学校体育の充実	学校教育課
充 実				4	適切な運動部活動の推進と外部人材の活用	学校教育課
大				5	山形市小学校体育連盟・山形市中学校体育連盟との連携	学校教育課
				6	健康診断・環境衛生検査等の保健管理の充実	学校教育課
		2-2	生会を中る中令教会と	1	安全教育の徹底	学校教育課
			生命を守る安全教育と防災教育の徹底	2	防災教育の徹底	管理課 学校教育課
		2-3	いのちの教育の充実	1	豊かな感性を育む教育の充実	学校教育課
				2	いのちの尊さと人間としての生き方を学ぶ学習の推進	学校教育課
			生徒指導・教育相談体 制の充実	1	子どもの自立を支える生徒指導の充実	学校教育課
		2-4		2	生徒指導・相談体制の強化	学校教育課
	·			3	いじめ等の問題行動や不登校の予防と対応	学校教育課
		2-5	子どもの人格を大切に する学校づくりの推進	1	児童生徒理解に基づいた指導	学校教育課
				2	体罰等の不適切な行為の絶無	学校教育課
		2-6		1	安全・安心な給食の提供	学校給食センター
			学校給食の充実	2	学校給食における食育の推進	学校給食センター
				3	楽しい給食の実施	学校給食センター
		2-7	学校施設の整備と充実	1	ICT環境整備の推進	学校教育課
			っ スルロスマン正州 しんし大	2	安全・安心な学校施設の整備と充実	管理課

施策の方向	基本施策		施策		■取組	担当課
				1	組織的に取り組む教職員の資質の向上	学校教育課
			「チーム学校」による	2	学校のマネジメント機能の強化	学校教育課
		3-1	連携の充実	3	専門性に基づくチーム体制の構築	学校教育課
				4	学校と家庭や地域との連携・協働	学校教育課
		3-2	学校間・校種間の連携 の充実	1	一貫性のある円滑な連携の推進	学校教育課
1				1	保護者と共に考える姿勢の重視	学校教育課
'				2	教育実践に関わる情報の積極的な発信	学校教育課
学	連携による教育	3-3	家庭、地域との連携の充実	3	家庭・地域との連携・協力の推進	学校教育課
校 教 育	の充実			4	学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の設置	学校教育課 社会教育青少年課
の充				1	経済的に課題を抱えている子どもたちに対する支援	学校教育課
実				2	望ましい学校規模の実現についての検討	学校教育課
		3-4	良好な教育環境と教育の機会均等の推進	3	学校法人への補助事業の実施	学校教育課
				4	児童生徒の就学の適正運用	学校教育課
				5	若者の本県回帰・定着促進に向けた奨学金返金支援	学校教育課
	4 将来の山形市を	山形市立商業高等学校 4-1 における教育内容の充		1	学校教育内容の充実	学校教育課 商業高等学校
	担う人財の育成		実	2	充実した先進的な教育環境の整備	商業高等学校
		5-1	生涯学習支援体制の充 実	1	生涯学習に関する環境の整備	社会教育青少年課
				2	生涯学習に関する情報の提供	社会教育青少年課
				3	市民の生涯学習活動への支援	社会教育青少年課
				4	社会教育団体の育成及び支援	社会教育青少年課
				1	市民の立場に立った図書館サービスの充実	図書館
				2	ICTを活用した情報提供の推進	図書館
				3	資料の収集・整備・保存とその提供の充実	図書館
	5				資料の収集・整備・保存とその提供の充実 多様な学習の機会や活動・発表の場の提供	図書館
	5 生涯学び、人と地域とかかわり	5-2	市民の主体的学習を支援する図書館運営	4		
	生涯学び、人と 地域とかかわり、 よりよい社会を	5-2		4 5	多様な学習の機会や活動・発表の場の提供	図書館
2	生涯学び、人と 地域とかかわり、	5-2		4 5	多様な学習の機会や活動・発表の場の提供 子どもの年齢に応じた図書館サービス	図書館
	生涯学び、人と 地域とかかわり、 よりよい社会を	5-2		4 5 6	多様な学習の機会や活動・発表の場の提供 子どもの年齢に応じた図書館サービス 学校図書館との連携と学校教育活動への支援 広報・広聴及び情報発信の充実	図書館 図書館 図書館
	生涯学び、人と 地域とかかわり、 よりよい社会を	5-2		4 5 6 7	多様な学習の機会や活動・発表の場の提供 子どもの年齢に応じた図書館サービス 学校図書館との連携と学校教育活動への支援 広報・広聴及び情報発信の充実 市民参加による図書館運営	図書館 図書館 図書館 図書館
生涯学習	生涯学び、人と 地域とかかわり、 よりよい社会を	5-2		4 5 6 7 8	多様な学習の機会や活動・発表の場の提供 子どもの年齢に応じた図書館サービス 学校図書館との連携と学校教育活動への支援 広報・広聴及び情報発信の充実 市民参加による図書館運営	図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 図書館
生涯学習の	生涯学び、人と 地域とかかわり、 よりよい社会を	5-2		4 5 6 7 8 9	多様な学習の機会や活動・発表の場の提供 子どもの年齢に応じた図書館サービス 学校図書館との連携と学校教育活動への支援 広報・広聴及び情報発信の充実 市民参加による図書館運営 質の高いサービスを支える体制の整備	図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 図書館
生涯学習	生涯学び、人と 地域とかかわり、 よりよい社会を			4 5 6 7 8 9	多様な学習の機会や活動・発表の場の提供 子どもの年齢に応じた図書館サービス 学校図書館との連携と学校教育活動への支援 広報・広聴及び情報発信の充実 市民参加による図書館運営 質の高いサービスを支える体制の整備 社会的要請学習と地域づくり学習の推進	図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 図書館
生涯学習の推	生涯学び、人と 地域とかかわり、 よりよい社会を		援する図書館運営	4 5 6 7 8 9	多様な学習の機会や活動・発表の場の提供 子どもの年齢に応じた図書館サービス 学校図書館との連携と学校教育活動への支援 広報・広聴及び情報発信の充実 市民参加による図書館運営 質の高いサービスを支える体制の整備 社会的要請学習と地域づくり学習の推進 公民館職員研修実施体制の充実	図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 社会教育青少年課 社会教育青少年課
生涯学習の推	生涯学び、人と 地域とかかわり、 よりよい社会を		援する図書館運営	4 5 6 7 8 9 1 2	多様な学習の機会や活動・発表の場の提供 子どもの年齢に応じた図書館サービス 学校図書館との連携と学校教育活動への支援 広報・広聴及び情報発信の充実 市民参加による図書館運営 質の高いサービスを支える体制の整備 社会的要請学習と地域づくり学習の推進 公民館職員研修実施体制の充実 学校・地域との連携協働	図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 社会教育青少年課 社会教育青少年課 社会教育青少年課
生涯学習の推	生涯学び、人と 地域とかかわり、 よりよい社会を		接する図書館運営 社会教育事業の推進 市内小中学生を対象と	4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	多様な学習の機会や活動・発表の場の提供 子どもの年齢に応じた図書館サービス 学校図書館との連携と学校教育活動への支援 広報・広聴及び情報発信の充実 市民参加による図書館運営 質の高いサービスを支える体制の整備 社会的要請学習と地域づくり学習の推進 公民館職員研修実施体制の充実 学校・地域との連携協働 「成人の祝賀式」の開催	図書館
生涯学習の推	生涯学び、人と 地域とかかわり、 よりよい社会を		援する図書館運営 社会教育事業の推進 市内小中学生を対象と した自然体験活動を通 して生きる力を育む自	4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5	多様な学習の機会や活動・発表の場の提供 子どもの年齢に応じた図書館サービス 学校図書館との連携と学校教育活動への支援 広報・広聴及び情報発信の充実 市民参加による図書館運営 質の高いサービスを支える体制の整備 社会的要請学習と地域づくり学習の推進 公民館職員研修実施体制の充実 学校・地域との連携協働 「成人の祝賀式」の開催 「放課後子ども教室推進事業」の実施	図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 社会教育青少年課 社会教育青少年課 社会教育青少年課 社会教育青少年課 社会教育青少年課 社会教育青少年課
生涯学習の推	生涯学び、人と 地域とかかわり、 よりよい社会を 築く人づくり	5-3	援する図書館運営 社会教育事業の推進 市内小中学生を対象と した自然体験活動を通	4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5	多様な学習の機会や活動・発表の場の提供 子どもの年齢に応じた図書館サービス 学校図書館との連携と学校教育活動への支援 広報・広聴及び情報発信の充実 市民参加による図書館運営 質の高いサービスを支える体制の整備 社会的要請学習と地域づくり学習の推進 公民館職員研修実施体制の充実 学校・地域との連携協働 「成人の祝賀式」の開催 「放課後子ども教室推進事業」の実施 子ども自身による体験学習の場の提供	図書館
生涯学習の推	生涯学び、人と 地域とかかわり、 よりよい社会を 築く人づくり 6 自然環 6 自然環 6 直動を活動を	5-3	援する図書館運営 社会教育事業の推進 市内小中学生を対象と した自然体験活動を通 して生きる力を育む自	4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5	多様な学習の機会や活動・発表の場の提供 子どもの年齢に応じた図書館サービス 学校図書館との連携と学校教育活動への支援 広報・広聴及び情報発信の充実 市民参加による図書館運営 質の高いサービスを支える体制の整備 社会的要請学習と地域づくり学習の推進 公民館職員研修実施体制の充実 学校・地域との連携協働 「成人の祝賀式」の開催 「放課後子ども教室推進事業」の実施 子ども自身による体験学習の場の提供 親子によるふれあいの場の提供の推進	図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 社会教育青少年課 社会教育青少年課 社会教育青少年課 社会教育青少年課 社会教育青少年課 社会教育青少年課 中会教育青少年課 と会教育・シークを表 と、おいて、おいて、おいて、おいて、おいて、おいて、おいて、おいて、おいて、おいて
生涯学習の推	生涯学び、人と 地域とかかわり、 よりよい社会を 築く人づくり 6 恵まれた自然環境	5-3	援する図書館運営 社会教育事業の推進 市内小中学生を対象とした自然体験活動を通して生きる力を育む自主事業の実施	4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5 1 2 3	多様な学習の機会や活動・発表の場の提供 子どもの年齢に応じた図書館サービス 学校図書館との連携と学校教育活動への支援 広報・広聴及び情報発信の充実 市民参加による図書館運営 質の高いサービスを支える体制の整備 社会的要請学習と地域づくり学習の推進 公民館職員研修実施体制の充実 学校・地域との連携協働 「成人の祝賀式」の開催 「放課後子ども教室推進事業」の実施 子ども自身による体験学習の場の提供 親子によるふれあいの場の提供の推進 自然と共生する事業の充実	図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 社会教育青少年課 社会教育青少年課 社会教育青少年課 社会教育青少年課 社会教育青少年課 社会教育青少年課 社会教育青少年課 力会教育青少年課 と教育・シー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
生涯学習の推	生涯学び、人り、よりない社会を 変く人 を を の に に に に に に に に に に に に に	5-3	援する図書館運営 社会教育事業の推進 市内小中学生を対象を対象を通して生きる力を育む自主事業の実施 広く市民が「自然と人間の共生」について学	4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5 1 2 3	多様な学習の機会や活動・発表の場の提供 子どもの年齢に応じた図書館サービス 学校図書館との連携と学校教育活動への支援 広報・広聴及び情報発信の充実 市民参加による図書館運営 質の高いサービスを支える体制の整備 社会的要請学習と地域づくり学習の推進 公民館職員研修実施体制の充実 学校・地域との連携協働 「成人の祝賀式」の開催 「放課後子ども教室推進事業」の実施 子ども自身による体験学習の場の提供 親子によるふれあいの場の提供の推進 自然と共生する事業の充実 各種利用団体への支援	図書館
生涯学習の推	生涯学び、かり会を 地域りよいが社くり を まの、とで きでたいかで を を を を を を を を を の に い の に い の に い の に の に の に の に の に で た で た で た で た で た で た で た で た の に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	5-3	援する図書館運営 社会教育事業の推進 市内小中学生を対象を対した自然体験活動を通して生きる力を育む自主事業の実施	4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5 1 2 3 1 2 3	多様な学習の機会や活動・発表の場の提供 子どもの年齢に応じた図書館サービス 学校図書館との連携と学校教育活動への支援 広報・広聴及び情報発信の充実 市民参加による図書館運営 質の高いサービスを支える体制の整備 社会的要請学習と地域づくり学習の推進 公民館職員研修実施体制の充実 学校・地域との連携協働 「成人の祝賀式」の開催 「放課後子ども教室推進事業」の実施 子ども自身による体験学習の場の提供 親子によるふれあいの場の提供の推進 自然と共生する事業の充実 各種利用団体への支援 野外活動センターの事業の充実	図書館

施策の方向	基本施策		施策		■取組	担当課
2		7-1	青少年の健全育成活動 の充実	1	青少年の健全育成体制の充実	社会教育青少年課
				2	青少年健全育成団体等への支援・協力	社会教育青少年課
				3	青少年が抱える問題の相談機関・専門機関との連携・ 周知	社会教育青少年課
	7 家庭・学校・地域 と連携し、次代を 担う健全な人づく り		児童・生徒の登下校時 等の安全・安心確保	1	子どもの安全・安心対策の組織的推進	管理課 学校教育課 社会教育青少年課
生				2	子どもの安全・安心を地域で守る体制の充実	社会教育青少年課
の				3	緊急情報の迅速な配信	社会教育青少年課
				4	一人にならない、一人にしないための仕組みの充実	社会教育青少年課
			青少年を取り巻く環境 の改善	1	有害広告・有害図書等の監視・調査	社会教育青少年課
推進				2	青少年のインターネット適正使用の啓発	社会教育青少年課
)上				3	薬物乱用防止の啓発	社会教育青少年課
		7-4	青少年を見守る街頭指 導・少年相談の充実	1	街頭指導の実施	社会教育青少年課
				2	少年相談の実施	社会教育青少年課
				3	研修会の実施	社会教育青少年課
				4	広域連携の推進	社会教育青少年課

4 令和3年度事務事業の点検及び評価

施策の方向1

学校教育の充実

基本施策 1

魅力ある学校づくり

施策

主体的・協働的・創造的に学ぶ授業づくりの推進と確かな学力の育成

1-1

知識の質や量、学びの質を高める指導方法を吟味していくとともに、そのための教員のさらなる指導力の 向上を図る。

<令和3年度事務事業の点検及び評価>

令和3年度 運営方針

■取組1 学校経営の充実

1 校長による新学習指導要領完全実施を踏まえた教育ビジョンの提示と学校経営 校長は、子どもや地域の実態、学校課題を的確にとらえるとともに、新学習指導要領の主旨を踏まえなが ら、学校教育活動に関わる全ての人に、教育ビジョンを明確に示す。

また、取組の方向性を明確に示し、教職員と共有を図りながら、学校経営に努める。

2 職員が能動的・協働的に教育活動に取り組むことができる組織づくり 校長がリーダーシップを発揮し、学校の教育活動の充実と教育力を向上させるために、カリキュラムの工 夫や精選を図るとともに、適切で効率的な校務運営となるような組織づくりを行う。

■取組2 課題解決力を育てる授業の実践

- 1 基礎的・基本的な知識・理解の習得とそれらの活用を基礎として、自ら課題を見つけ、自ら考え主体的 に解決していく力を育成するため、探究型の学習を進めることにより学力の向上を図る。
- 2 全国学力・学習状況調査等の分析を通して、市や学校の課題を把握するとともに、指導主事を派遣して 各学校の課題に応じた支援を行う。
- 3 学習指導要領に基づく教育課程編成や学習評価等についての指導について、校長会、教頭会、教務主任 研修会等を通して行う。
- 4 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくりについて、各教科の研修会や計画訪問・要請訪問を通して、支援・指導を行う。

■取組3 確かな学力の育成

1 単元を通し児童生徒につけたい力の明確化

新学習指導要領の趣旨を十分理解し、各教科、単元を通してつけたい資質・能力を明確にしながら、教 員が教える場面、児童生徒が学び合う場面、自力解決する場面などを、単元計画の中に適切に位置づけな がら教育実践を行う。

2 全国学力・学習状況調査、標準学力検査(NRT)結果の分析・公表

全国学力・学習状況調査と標準学力検査(NRT)の結果を分析し、市や学校の課題と今後の対応も含め、保護者や地域に積極的に公表・説明する。

また、市や学校の抱える課題を共有しながら、学校と家庭・地域が一体となった学力向上対策を進める。

3 モデル授業の開発・発信

校内研究等で教科の特性を踏まえた単元づくりを行うとともに、研究授業の公開等を通して、授業改善の具体的なイメージの共有を図り、学校での実践を推進する。

また、小・中学校を通じて、基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらの活用を基礎として、自ら課

顋を見つけ、自ら考え主体的に解決していく力を育成するため探究型の学習を進める。

4 退職教員の活用等による個に応じた学習支援

退職教員の活用等による個に応じた学習の支援を行うとともに、複式学級や小規模の学校を含む学校規模や各学校の状況に応じた学習指導の在り方を研修・研究することにより学力向上を図る。

5 少子化に対応した活力ある学校づくり調査・研究

複式学級設置校や各学年単一学級の小規模校における授業の工夫や近隣校との連携・協力の在り方などについて、山寺小・大曽根小・村木沢小・西山形小・蔵王第二小・蔵王第三小の6校をモデル校とし調査・研究を行う。

<主な事務事業>

- ・退職教員の活用等による個に応じた学習支援事業
- ・少子化に対応した活力ある学校づくり調査・研究事業

令和3年度 取組の実施状況

取組1 学校経営の充実

各校の教育目標や重点目標、カリキュラムは、年度ごとに評価や見直しを行うとともに、各学校で作成する学校要覧や学校だより等で周知するよう指導した。

新型コロナウイルス感染症拡大防止策と各校の目標を照らし合わせながら、教育活動の精選や実施方法について通知するとともに、小・中校長会などにおいて指導・助言を行った。

取組2 課題解決力を育てる授業の実践

教育委員会発行の「指導の指針」に授業づくりについての情報をまとめ、市内各学校へ周知を図るとともに研修会等で学びの質を高める指導過程の例を示すなどして、意識の向上を図った。また、全国学力・学習状況調査の結果についての各学校の分析やアクションプランの提出を受け、各校のねらいに沿った指導・助言を行った。

市独自の研修として、12月に『深い学びを実現するカリキュラム・マネジメント』というテーマで教務主任研修会を、2月には『学校の特色を生かした校内研究の推進に向けて』というテーマで研究主任研修会を開催し、それぞれ小中学校より53名の参加があった。その他、各教科等の授業づくり研修会を11研修企画し、オンラインや紙上開催ではあったが8研修を実施することができた。8研修で68名の参加があった。また、要請訪問を通して、児童生徒の実態に応じた指導・助言を行った。

取組3 確かな学力の育成

山形市における全国学力学習状況調査の結果を分析し保護者へ配付することで、現状と課題の共有化を図った。 また、各学校が全国学力テスト等をもとに分析し、その解決に向けたアクションプランを策定し、確かな学力の育成に向けた学校毎の取組を行った。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、公開研究会は紙上開催となったが、年度末に実践のまとめを記載した リーフレットを各学校に送付した。

退職教員を複式学級のある小学校4校へそれぞれ4名配置し、学習及び生徒指導にあたる担任の補助や、学習指導に必要な教材作成の補助を行った。

少子化に対応した活力ある学校づくりの調査・研究として、令和2年度に引き続き山寺小・大曽根小・村木沢小・ 西山形小・蔵王第二小・蔵王第三小の6校をモデル校とし、直接交流やオンラインでの交流を含めて行った。

成果指標								
年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5			
指標名(説明)	(少子化対応事業) モデル校での検証に係る授業回数							
目標値	_	_	8	1 0	_			
実績値	_	5	1 0					

評価

取組1 学校経営の充実

学校だよりなどを通して、地域や子どもの実態に応じた教育ビジョンを児童生徒、教職員、保護者、地域の方々と共有することができた。

新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じながら、柔軟な体制で教育活動を実施し、子どもたちの健やかな学びを保障するために各校の工夫が見られた。

取組2 課題解決力を育てる授業の実践

要請訪問や公開授業では、教材の工夫や関わりを生かした授業づくりがなされ、仲間と共に主体的に課題に取り組む子どもの姿が多く見られた。

教職員研修を経て、教科で付けたい資質・能力だけでなく、カリキュラム・マネジメント表等を作成・見 直し・更新し、年間を通した教育活動を行っている学校が増えている。

成果

取組3 確かな学力の育成

全国学力・学習状況調査等の結果より、小中学校ともに基礎的な知識や技能を生かして考える力について成果が見られた。実情に合わせて、各学校でアクションプランを作成するとともに、定期評価を通して授業実践の見直しや改善に活用することができた。

要請訪問や公開授業の中で、一人ひとりが学び合う授業やつけたい力を明確にした授業など、工夫した 授業づくりが多く実施された。各校での研究授業では、授業づくり段階から指導主事がかかわり、探究的 な学習を行うことができた。各校への情報共有は、総合学習センターポータルサイト等で公開することが できた。

退職教員の活用では、学習指導の補助で手厚い支援を行うことができ、児童の学習意欲の向上につなげることができた。また、教材作成補助や助言等をとおして、担任の指導力向上に大きな役割を果たした。 少子化に対応した活力ある学校づくりの調査・研究では、直接交流やオンライン交流を通して、ICT機器の活用の工夫やコミュニケーション力の向上が見られた。

取組1 学校経営の充実

新型コロナウイルス感染拡大防止対策が優先され、中止となった教育活動が多くあった。また、 授業参観などの機会が減少し、保護者や地域と情報を共有することの難しさが浮き彫りになった。 情報発信や情報共有の方法を工夫し、共に成長を見守る意識を高める努力が必要である。

課題

取組2 課題解決力を育てる授業の実践

・ 授業づくりにおいて、子ども自らの課題解決になっていない場面も見受けられたため、要請訪問等で、改善案 課題設定や振り返りの行い方など、指導のポイントとしていく必要がある。

取組3 確かな学力の育成

全国学力・学習状況調査の結果より、小中学校ともに「自分の言葉で表現する」について課題が見られた。「書く」「話す」「議論する」など、発達段階を踏まえた学習活動を十分に計画するとともに、適切に評価を行い、学力が定着するよう研修会や要請訪問等で指導・助言を行う。

少子化に対応した活力ある学校づくりの調査・研究では、市内の小規模校同士の総合的な学習の時間や 特別活動の時間での交流が多かった。今後、他教科においてどのような学習の交流ができるか考えていく 必要がある。また、文化や風土の違う他地域や他県との交流学習等へと広げていきたい。

令和3年度事務事業に対する外部評価者の意見・助言

「主体的・協働的・創造的に学ぶ授業づくりの推進と確かな学力の育成」のための3つの取組、① 学校経営の充実、②課題解決力を育てる授業の実践、③確かな学力の育成はそれぞれもっともな取り 組みであり、これまでも実施されるべき取組であったと考える。要は時代状況に合わせてこれらをど のように具体的に実施していくかであろう。令和3年度の取り組みの実施状況と成果を見る限り、そ れなりの試みをし、ある程度の結果を出したと評価できる。

貝山道博氏

このような取り組みは各学校で主体的に行われるのが本来の姿であって、教育委員会は各学校の求 めに対して補助的な役割を果たすことが望ましい。そのためには教員個々人の教育能力向上が必須で ある。是非、この視点を見逃さないようにしていただきたい。最近、学校の教員は大変忙しく、自己 研鑽に割く時間が少なくなっていると聞く。このような状況の中で、退職教員の活用はこの問題の解 決の一助となろう。常日頃退職教員の中でまだまだ元気で教育指導能力に優れている方々には積極的 に学校現場にお出でいただければと思っており、とても良い試みであると高く評価したい。できれば 学校のクラブ活動なども、学校単位ではなく、地域単位で行い、その指導をその道の地域リーダーに お願いすることがあってもよい。少子化の時代で児童生徒が減ってきている現状を鑑みれば、理にか なったやり方であると思っている。何よりも教員の負担の軽減になり、教員の教育力回復につなが る。

コロナ禍で授業参観などの機会が減少し、保護者や地域と情報を共有することが難しくなったよう だが、リモート参観とかリモート会議とかいろいろやり方があろう。状況に合わせ、情報機器等を積 極的に活用することにより、この問題をある程度解決することができよう。

現行の学習指導要領がめざす資質・能力を育成するには、学校経営・教育課程・授業改善の一体的 な取組が求められている。各学校がホームページ等で、年度の重点目標と達成のための取組等をわか りやすく公表していることは評価できる。各学校の表現方法を尊重しながらも、取組内容が目標を具 現化できるものであるか、児童・生徒にどのような変容が見られたか等も考察しながら指導してほし 1,

「課題解決力を育てる授業の実践」に向けた指導のための資料「指導の指針」の学びの質を高める 学習過程の改善事例はよく整理されており、各学校の参考になるものである。また、そのことが実践 に活かされるための教務主任、研究主任向けの研修と各教科等の授業づくりに関する教員向けの研修 がバランス良く実施されている。教務主任対象のカリキュラム・マネジメント研修、研究主任対象の 中井義時氏|校内研究の推進研修、教員対象の授業づくり研修の成果が、各学校において一体的に進められること を希望する。

全国学力・学習状況調査において、小中学校、国語・算数・理科の学力、学習・生活状況が、全国 や県平均と比較して好ましい状況にあったことは高く評価できることである。教育活動の推進にあた っては、課題となっている分野の分析・考察も重要であるが、「好ましい事実の要因」を分析・考察し そのことを広く共有することはさらに重要であり、効果も大きいと考えている。その具体的な方策と 実践を期待したい。

基本施策 1「魅力ある学校づくり」に向けて、調査研究や退職教員の配置等、小規模学校に対する手 厚い施策を講じていることは少子化対策としても好ましいことである。特に、小規模校のよさである 「少人数の利点」「異学年による学び合い、助け合い」「ゆとりある学習環境」を活かした教育、さら

には、小規模校の課題でもある「社会性の涵養、多様な見方・考え方の育成」「切磋琢磨する態度、向上心の育成」「教職員体制の整備」を解決していく教育を実施し、課題をも特色に変える魅力ある学校づくりが進められることを期待する。

施策の方向1

学校教育の充実

基本施策 1

魅力ある学校づくり

価値ある豊かな体験活動の充実

施策

1-2

子どもの「社会を生き抜く力」として必要な基礎的な資質・能力を養うため、価値ある豊かな体験活動の 充実を図る。

また、自然体験活動を通して、子どもたちが自ら学ぶ態度や社会の変化に対応できる総合的な生きる力が 身につくように支援する。

<令和3年度事務事業の点検及び評価>

令和3年度 運営方針

■取組1 発達段階に即した体験活動

魅力ある学校づくり推進事業

- 1 学校を支援するボランティア体制の充実を図る。
- 2 地域との連携の下、各学校が主体的に実施する体験活動等の充実を図る。

■取組2 地域や関係機関と連携した体験活動

中2・はたらく体験推進事業

- 1 市立中学校2年生の職場体験学習の実施にあたって、学校と地域、企業、行政が一体となった取組みになるよう支援する。
- 2 マナーアップ講習会や職業人による講話などを開催し、働くことの喜びや大変さを伝え、生徒のキャリア形成を支援する。

■取組3 少年自然の家における学校教育への支援

利用する学校の主体的活動に対する支援

少年自然の家での活動は、校内生活ではなかなか経験することのできない体験が実践できる機会となる。 自然に親しむこと、友達と生活を共にすること等、利用する学校の宿泊学習のねらいが達成されるように活動を支援する立場として、学校のニーズに応じた指導の工夫・改善を行う。

1 研修プログラムへの支援

自然の家周辺の自然環境や施設を生かした研修活動を提供し、子どもにとってゆとりがあり満足感・達成感を得ることができるプログラムを展開していくことができるように支援する。

2 指導者講習会及び事前打合せ会の充実

指導者を対象とした実技研修、リスクマネジメント等の指導者講習会を行うことで、指導への不安解 消、危機管理意識を高め、子どもへの指導の充実や事故の予防を徹底する。

事前打合せ会では、各学校のねらいが達成できるプログラムになっているのかを検討し、子どもが主体的・協働的に学ぶことができるゆとりある研修プログラムになるよう助言する。

また、活動場所の確認や実際に活動を行う等、指導者がより活動の見通しをもって子どもの指導を行っていくことができるように支援し、子どもが自ら学ぶ体験活動を目指す。

3 指導資料の活用と整備

利用する学校が活用しやすいように、活動の目的がわかりやすい指導資料を整備し、ホームページ等を利用して資料や情報の提供を行うことで、研修プログラムの作成や手続き等の更なる利便性の向上を目指す。

4 バス利用への支援

小中学生の自然体験活動を推進し充実させていくために、山形市内の小中学校の利用に対して貸し切り バス代等の助成を行う。

令和3年度 取組の実施状況

取組1 発達段階に即した体験活動(魅力ある学校づくり推進事業)

各学校とも学年の実態を捉えた特色ある活動を計画し、大学や一般企業、地域の方々とのネットワークを活用し、各分野の専門家を講師として招聘し専門性の高い活動を実践した。

新型コロナウイルスの影響による活動時期や方法の変更はあったものの、伝統芸能の継承や地域高齢者へのボランティア活動、稲・べに花・さくらんぼ・里芋・ぶどう・きゅうりなどの栽培、川の水質調査、アオモリトドマツやアサギマダラを保護する活動など、多くの小中学校において、地域や各学校の実態に応じた特色ある学習活動を行った。

取組2 地域や関係機関と連携した体験活動(中2・はたらく体験事業)

市内の中学校7校(生徒人数736名)が職場体験活動の実施を予定したが、新型コロナウイルスの影響により実施することができなかった。マナーアップ講習会は、実施予定9校のうち3校(一中・山寺中・蔵王二中)が実施した。

児童生徒の郷土愛醸成を推進するため、小学5・6年生と中学1~3年生の全学級(特別支援学級分は学校に1部)に山形新聞の配布を行った。

取組3 少年自然の家における学校教育への支援

1 研修プログラムへの支援

コロナ禍となりキャンプ場テントのみならず、本館においても宿泊をも伴う利用ができず、これまでとは全く違ったプログラムの展開を余儀なくされた。キャンプ場利用に関しては、レトルトカレーを中心とした炊飯活動だけとなったり、全ての学校の利用が「日帰り」となったりする中、これまでの「ゆとりがあって満足感・達成感を得る」プログラムから、「短時間でも濃密な体験」へと意識をシフトしなければならない状況となった。

そのため、先生方の思いを汲みながらこれまでのプログラムの型にとらわれないプランを立て、短時間でありながらも、より子どもたちの心に残るプランになるように心がけしながら、支援にあたってきた。

2 指導者講習会及び事前打合せ会の充実

指導者を対象とした実技の研修や、リスクマネジメント等の学習会を行っていただいている講習会については 年3回の開催を予定していたが、コロナ感染症の予防の観点から実施することができなかった。

事前打合せ会においては、各学校のねらいが達成できるプログラムになっているのかを検討したうえで、これまでは、各学校間での話し合いに委ねていた利用個所の設定や活動内容の調整は、職員主導で行わせていただき、当日は他団体と重ならないように、さらに、蜜を避けた活動ができるようにと心掛けた。

3 指導資料の活用と整備

活動を終えた学校からは「研修日誌」を提出していただき、その反省に指摘された部分については、なるべく 早く指導資料に反映し、研修のプログラムの中で容易に活用することができるように、ホームページ上に資料を 充実させることを心掛けてきた。また、利用手続きにおいても、視覚的に捉えやすいような配置にし、利用者の負 担軽減を心掛けた。

4 バス利用への支援

市内の小中学校の利用に関しては従来通りに、バス代を助成している。コロナ禍となり密をさけることができるように、余裕を持った座席の利用となるように配慮した。中学校の利用に関しては利用希望日が重なり日程を調整することが難しく、利用を断念してしまう学校もあり利用の調整に苦慮していた。

評価

取組1 発達段階に即した体験活動(魅力ある学校づくり推進事業)

地域伝統継承活動や農業体験などの活動に継続的に取り組んでいる学校が多く、学校として、計画的、系統的に郷土愛の醸成が図られている。新型コロナウイルスの感染拡大により活動時期や方法が制限された中、ICTを活用したリモートによる講演会の実施や活動発信の場としての新聞の活用など、タブレットや新聞を有効に活用した活動の推進につながった。

取組2 地域や関係機関と連携した体験活動(中2・はたらく体験事業)

市役所関連では32課等からの受け入れ承諾を得て、職場体験活動を通した生徒の望ましい勤労観の育成につながる体制を整えることができた。様々な分野で活躍する職業人を招いたマナーアップ講習会を実施することを通して、生徒のキャリア意識の向上が図られた。

取組3 少年自然の家における学校教育への支援

1 研修プログラムへの支援

これまで積み上げてきた経験値の上でのプログラムだけでなく、今までは実践したことのなかった活動や、方法・やり方を変えての活動を開発することができた。本来なら2泊の中でじっくりと取り組むべきウォークラリー等の活動では、スタートする位置、ゴールするポイント、班別や集団での活動の仕方の工夫などとバリエーションを豊かにすることで、活動する人数・学年に合わせ、ねらいに合わせた無理のない活動を提案することができた。

成果 2 指導者講習会及び事前打合せ会の充実

全体での指導者講習会が開催できない中、事前の打ち合わせを丁寧に行うことで、連絡不足とならないように心掛けてきた。また、指導者の不安が払拭できるように、小さな疑問点や不安にも随時丁寧に対応することとし、職員全体で共通理解を図ってきた。このことによって、指導者講習会自体の充実はできなかったが、講習会が開催できないことで、不都合な点を職員全体で手分けして、克服することができた。

3 指導資料の活用と整備

研修日誌の反省点をすぐに資料に反映させることで、資料の充実を図ってきた。本館をスタートとする 白鷹山や東黒森山のウォークラリーの絵地図を全て「写真地図」に変更したり、各種アクティビティの資料 をPDFだけでなく、エクセルやワード等のスタイルで載せたりすることで、指導者が自分なりに内容を取 捨選択することができた。また、完成した資料はホームページ上に公開するともに、常に修正を加えなが ら、指導者が使いやすいものにすることができた。

4 バス利用への支援

前年度のうちに期日と予算を提示することで混乱することなく、各学校で利用することができた。市内の小学校においてはほとんどの学校が、低学年の秋探し学習並びに冬季の雪遊びの利用、高学年においては宿泊学習の利用と、各校が学年毎に複数回利用しており、感謝の言葉も多くいただいている。

取組1 発達段階に即した体験活動(魅力ある学校づくり推進事業)

多くの学校が前年度と同様の活動を行っているが、各活動において育成したい資質・能力や学校教育目標との関連等について見直す機会を設定する。併せて、今日的な課題に応じた更新が図られるよう助言を行う。

取組2 地域や関係機関と連携した体験活動(中2・はたらく体験事業)

新型コロナウイルス感染症の影響で、職場体験活動の事前学習を進めたが実施に至らなかった学校があった。感染状況によってはICT機器等を活用するなど、職場体験活動に代わる学習の在り方を探る必要がある。

近年は中学校10校程度が実施を希望している状況であるが、キャリア教育の内容が多様化している。本事業の形態に留まらず、キャリア教育を支援し続けられる仕組みを研究していく必要がある。 取組3 少年自然の家における学校教育への支援

1 研修プログラムへの支援

コロナ禍が明けると、これまで通りの活動に戻るのか、短時間での利用が続くようになるのかわからない状況である。しかし、子どもたちにとって直接体験できるこの宿泊学習の機会は、ますます大切な意味をもつ。先生方に宿泊学習の大切さを様々な機会を通して啓蒙するとともに、自然の家での活動を経験してからの児童・生徒の大きく成長した様子を見てもらうことができるような研修プログラムとなるように、指導者の参考となるプログラムのモデルを開発し続けていきたい。

改善案

また、子供たちの体力の低下と経験不足を加味しながら、より緻密なプログラムとなるように指導者一人 ひとりに丁寧に寄り添って、プログラム作りをスタッフ全員で支援していきたい。

2 指導者講習会及び事前打合せ会の充実

指導者講習会は、基本的な自然の家の利用方法をはじめとして、リスクマネジメント研修や各学校間の利用調整の場となっているのだが開催することができなくなり、指導者の方々に様々な事柄についてお伝えすることが難しくなっている。今後も開催できなければ、事前打ち合わせを利用して、伝えなければならないことをしっかりと説明するとともに、全ての指導者と丁寧な打ち合わせをすることを心掛けたい。

3 指導資料の活用と整備

コロナ禍となり、これまでの活動を見直し、活動しやすく、より安心で安全なものになるようにしてきた。 しかし、これまで行ってきた活動と比べると、ハードルが低く、内容そのものを抑えたものになってきて しまっていた。今後は、各団体からの声や子供たちの様子をにらんで、その状況にあった指導資料とな るように常に見直しをかけていきたい。

4 バス利用への支援

中学校については同時期に集中することと、人数が多いため同日利用がむずかしいということから、 利用が少なくなっている。そこで、学年で利用するだけでなく、クラス単位で利用するなどの柔軟な利用 の仕方を提案するなどし、利用の促進をねらっていきたい。

令和3年度事務事業に対する外部評価者の意見・助言

「価値ある豊かな体験活動の充実」のために3つの取組、①発達段階に即した体験活動、②地域や 関係機関と連携した体験活動、③少年自然の家における学校教育への支援を行っている。それぞれの 取組の実施状況報告を見て、それなりの努力をしたことが伺える。少年自然の家の取り組みについて は、これまで同様良く工夫され、様々な魅力ある取組を行っており、高く評価できる。

取組1「発達段階に即した体験活動」と取組2「地域や関係機関と連携した体験活動」は相互に密

接に関連していると思われるので、これらについてはまとめて申し述べたい。すべての体験活動は発

達段階に応じて行われるべきであり、そうした理由から取組2の体験活動も取組1の体験活動に含まれてよいと考えている。学校独自の様々な取組も学年ごとに違って行われているはずである。この中で地域高齢者へのボランティア活動は小学校高学年から中学校を卒業するまで毎学年続けてもよいと思っている。そうしないとボランティア活動とは何か(例えば自立することの意味など)を理解できないまま、社会に出て行ってしまいかねない。職場体験活動についてももっと実施機会を増やすべきであろう。はたらく体験授業を中学校2年生の時だけでなく、小学校6年生にもこうした経験があったほうがよいと思う。働く場の見学だけでもよい。要は、児童生徒に社会のありのままの姿を見る機

会を多くすることによって、社会と自分との関わりをもっと考えてもらうようにすることである。山 形市の中心市街地、「限界集落」と言われるような過疎地域、郊外のショッピングモールなどを見せ て、自分が住む地域社会が抱える問題を考えてもらう。児童生徒のマナーアップもこうした地域社会 との接点の中から「行儀よくする」ことの意味を正しく理解してくれるのではないかと思う。自分の

貝山道博氏

少年自然の家における学校教育への支援については、コロナ禍により宿泊もできない等の多くの規制の中で、様々な努力・工夫をしていることがわかる。特にきめ細かな個別対応はこれまで気づかなかった課題等も見え、今後の経営に役立つと思われる。コロナ禍の後の活動のあり方を課題としているが、コロナ禍前の活動プログラムも、コロナ禍の中の活動プログラムも、コロナ禍の後に活かされるものであり、学校側の活動の仕方の選択幅も広がると思われる。運営側も利用者側も、コロナ禍をはじめとして、様々な状況に柔軟に対応できるプログラムを考え、実施してほしい。

経験から、上からの押しつけのマナー講習はあまり身につかないように思っている。

中井義時氏

取組1.2の体験活動の充実については、まず、各学校が教育目標を踏まえためざす資質・能力を育成するために、系統性を踏まえたキャリア教育や地域の特色に応じた文化、自然、産業等の体験活動を教育課程に位置づけ、意図的・計画的、継続的に総合的な学習の時間や特別活動、教科等の学習の中で実施していく等、カリキュラム・マネジメントの視点に立った取組が基本であると考える。その上で、教育委員会が実施する「魅力ある学校づくり推進事業」や「中2・はたらく体験事業」の位置づけを明確にし、学校における価値ある豊かな体験活動を支援していく体制を構築してほしい。

施策の方向1

学校教育の充実

基本施策 2

安全・安心の学校づくり

生命を守る安全教育と防災教育の徹底

施策

2-2

安全教育は、安全について適切な意志決定ができるようにする「安全学習」と、安全の保持増進に関するより実践的な能力や態度、望ましい習慣の形成を目指して行う「安全指導」があり、2つの側面のねらいに基づき、安全・防災に関する教育を発達段階に応じて計画的・継続的に行う。

また、「学校防災マニュアル」及び「避難確保計画」を作成し、学校防災の意識向上と児童生 徒・教職員の安全安心の確保を図る。

<令和3年度事務事業の点検及び評価>

令和3年度 運営方針

■取組1 安全教育の徹底

- 1 安全教育の充実
 - (1) 学校内外での安全について、関連教科や総合的な学習の時間における安全学習、学級活動と学校行事の健康安全・体育的行事における安全指導の徹底を図る。
 - (2) 安全主任研修会(救急蘇生法・水上安全法等)を開催し、学校安全の取組みの充実を図る。
- 2 交通安全指導及び防犯指導の実施
 - (1) 交通安全指導の実施

交通安全の実態を把握し、学年又は全校の児童生徒を対象とした交通安全講話や訓練その他の実践的な指導を行い、安全な行動がとれる児童生徒の育成を図る。

(2) 防犯指導の実施

防犯体制を確立し、犯罪被害から自分の身を守るための具体的な方法について指導し、自分のいのちを 守る行動がとれる児童生徒の育成を図る。

■取組2 防災教育の徹底

防災についての基礎的・基本的な事項について系統的に理解を深め、思考力、判断力を高め、働かせることによって、災害に対して適切に対応する能力を培うようにする。

また、地域の実情や将来予測される防災に関する問題等を取り上げ、安全の保持促進に関する実践的な能力や態度を育成するため、家庭や地域社会と連携した防災教育を計画的・継続的に推進していく。

- 1 「学校防災マニュアル」の作成
 - (1) 学校防災の意識向上と児童生徒・教職員の安全安心の確保を図るため、教育委員会が作成した「山 形市学校防災マニュアル作成ハンドブック」に基づき、各学校において「学校防災マニュアル」を作 成する。また、「避難確保計画(洪水時・土砂災害時)」策定の対象となっている小中学校について は、令和2年度に作成した計画について、実態に合わせて見直しを行う。
 - (2) 作成した「学校防災マニュアル」及び「避難確保計画」について、災害時の対応・対策が、具体的・実践的なものとなるよう、必要に応じて改善・改良を要請し、防災対策の充実を図る。
- 2 防災 (避難) 訓練の実施

火災、地震等、今後新たに発生する不測の事態に、適切に対処することができるようになるための資質・能力を養うことを目的とした防災(避難)訓練を実施し、不測の事態に備える意識を高める。

3 防災(避難)訓練の実施状況の把握

各学校に対し、防災(避難)訓練の実施状況の報告を求め、計画に基づいた内容の訓練が実施されているか確認を行い、各学校の実施状況を把握する。

令和3年度 取組の実施状況

取組1 安全教育の徹底

1 安全教育の充実

各学校で作成した安全計画の提出を求めるとともに、計画訪問等においても、学校安全計画を確認するなど、安全教育の充実を図っている。各学校においては、学校安全計画に基づき、保健体育科や社会科、特別活動等の関連教科の学習において安全指導がなされた。

安全主任研修会を実施し、各学校において学校安全計画の内容の見直し・改善及び、危機管理マニュアルの再考に取組み、危機対応力の向上と安全管理の充実を図った。

2 交通安全指導及び防犯指導の実施

各学校において、生活安全教育や防犯も含めた交通安全教育を実施し、自分のいのちを守り安全な行動がとれる児童生徒の育成に取り組んだ。

地域及び関係機関と連携を図りながら通学路の安全点検及び改善を図り、児童生徒の登下校の安全確保に努めた。

取組2 防災教育の徹底

1 「学校防災マニュアル」の作成

全ての小中学校で作成している「学校防災マニュアル」及び「避難確保計画」を、現状にあったマニュアルとするため、各学校へ最新版への更新を依頼し、内容を点検し、報告を受けるとともに、必要に応じて、防災対策課等からの助言等も受け、作成支援を行った。

学校では、更新した学校防災マニュアルについて、全教職員で共有を図り、避難訓練を実施した。

2 防災 (避難) 訓練の実施、3 防災 (避難) 訓練の実施状況の把握

防災(避難)訓練については、各学校から実施報告を受け、質疑等に対しては関係機関との調整を図った。

評価

取組1 安全教育の徹底

1 安全教育の充実

各学校においては、学校安全計画に基づき、保健体育科や社会科、特別活動等の関連教科の学習において安全指導の充実が図られた。安全主任研修会において学校安全計画を確認し安全教育の充実に取り組んだことにより、自他の生命尊重を基盤として、安心・安全な生活を送ろうとする意識の向上につながった。

成果

2 交通安全指導及び防犯指導の実施

各学校において、安全教室については小36校・中13校、防犯教室については小17校・中 8校が実施し、自他の生命尊重を基盤として、安全な行動をとろうとする意識の向上につながった。

取組2 防災教育の徹底

1 「学校防災マニュアル」の作成

各学校において「学校防災マニュアル」等の見直しを行ったことで、自校と学区の現状を把握 し、想定される自然災害等に対して、発生前、発生時、発生後に対応すべき事項が確認され、防 災意識の向上が図られた。

2 防災(避難)訓練の実施、3 防災(避難)訓練の実施状況の把握 全校で防災(避難)訓練を実施し、防災意識の向上が図られた。

取組1 安全教育の徹底

1 安全教育の充実

小中学生の交通事故は相手側の不注意による事故が多く、交差点付近で発生しているため、交 差点などの横断も含め、安全な行動を判断できる児童生徒の育成を図っていくことが必要であ る。

2 交通安全指導及び防犯指導の実施

千葉県八街市で発生した事故を受け、各校より通学路の危険箇所として、例年以上に多くの箇所があげられた。これは、保護者や地域の方の通学路の安全に関する意識の高まりから、注意の目が行き届いたことによるものと考えられる。今後とも、地域や関係機関と連携を図りながら、迅速に危険箇所の改善を図るよう努める。

改善案 取組2 防災教育の徹底

課題

1 「学校防災マニュアル」の作成

より実践的な「学校防災マニュアル」等にするためには、訓練等の実施後の結果に基づき、必要に応じて改善を図る必要がある。

2 防災 (避難) 訓練の実施、3 防災 (避難) 訓練の実施状況の把握 これまでに経験したことのない災害が各地で発生していることから、防災訓練を通じて、さら に、不測の事態に備える意識を高めるよう努めていく。

また、現在の防災(避難)訓練の実施状況については、実施の有無の把握にとどまっているため、訓練の様子や課題等の把握に努めていく。

令和3年度事務事業に対する外部評価者の意見・助言

「生命を守る安全教育と防災教育の徹底」のために2つの取組、①安全教育の徹底、②防災教育の 徹底を行っている。

安全教育の中で、交通安全指導はこれまで同様徹底していただきたいが、児童生徒の自転車運転マナーの講習も、是非、これまで以上に徹底していただきたい。自動車事故に巻き込まれるケースが少なくないが、自動車との衝突や歩行者との衝突・接触で自転車運転者側の問題もよく指摘されているところである。また、生活安全教育で触れられていないのが、児童生徒のインターネットやスマホを通じてのプロパガンダなどの悪質情報への接近から生じる被害や事件である。情報教育との連携が不可欠であるが、この面での生活安全教育にも取り組んでいただきたい。

貝山道博氏

防災教育については、残念ながらいつどこでも激甚災害が起きるようになってしまったので、有事に備えた防災教育、特に日頃の避難訓練を徹底していただきたい。有事が登校時に起こることもあるので、各学校で校長、教頭を含む全教職員が避難マニュアルを共通理解しておくことが肝心である。

3・11東日本大震災から得た教訓をもう一度思い起こしていただきたい。

学校安全の活動を効果的に進めていくためには、安全教育、安全管理(運営)の活動を学校の運営組織の中に具体的に位置付けることが重要である。その意味で、学習と指導の2つの側面からの「安全・防災教育」の実施と、児童生徒・教職員の安全・安心を確保する「学校安全計画」「危機管理マニュアル」「学校防災マニュアル」及び「避難確保計画」を作成しての「安全管理(運営)」の実施を目標にしていることは適切であるし、その具体的な取組が「指導の指針」に示されていることは評価する。

中井義時氏

具体的な取組状況とその評価と課題・改善点の内容から、取組1「安全教育の徹底」については、学習と指導の具体的な取組、取組2「防災教育の徹底」については、管理・運営面の具体的な取組が強調されている。取組2「防災教育の徹底」の目標に「防災についての基礎的・基本的な事項について系統的に理解を深め、思考力、判断力を高め、働かせることによって、災害に対して適切に対応する能力を培うようにする。」と示してあるように、学校における防災に関する学習や指導の計画、実施状況等についても実態把握していくことが大切である。

施策の方向 1 学校教育の充実

基本施策 2

安全・安心の学校づくり

施策

いのちの教育の充実

2-3

生命尊重・人間教育を基盤にし、自他のいのちを大切にする心を育み、自らの夢を大切にしな ┃がら将来の生き方について考えを深め、生命をつなぐことの大切さを育む。また、外部講師等に よる講話を通じて、各学校におけるいのちの学習が一層充実するよう支援を行う。

<令和3年度事務事業の点検及び評価>

令和3年度 運営方針

■取組1 豊かな感性を育む教育の充実

子ども同士、教職員と子ども、家庭を含めた良好な人間関係を構築するため、下記のことを重点に、他者に 対する思いやりの気持ちを育む教育の充実を図る。

- 1 心が通い合う学級づくりの推進
- 2 一人ひとりの子どもに温かい目を向ける教職員の育成
- 3 家庭や地域との信頼関係の構築

■取組2 いのちの尊さと人間としての生き方を学ぶ学習の推進

- 1 全体計画、年間指導計画に基づいた学習の推進 学校教育活動全体を通じて、各学校の教育目標に基づく、いのちの教育を推進する。
- 2 道徳教育の充実・道徳教育を推進するための校内体制の充実 特別の教科「道徳」の実施に伴い、道徳的価値を自分とのかかわりでとらえ、自己理解を深めることが できるように授業の改善を推し進め、未来への夢や目標がもてるようにすることを目指す。
- 3 教職員等の研修の充実

「いのちの教育推進懇談会」で話し合われた内容を参考に「いのちの教育研修会」を開催し、保護者、 教職員の意識等の向上を図る。

令和3年度 取組の実施状況

取組1 豊かな感性を育む教育の充実

小学校3年生以上の全児童生徒にQ-Uアンケートを実施した。子どもの状態や学級集団の状況を的確に 捉えるため、教職員で共通理解を図る機会を設け、組織的な対応を行った。また、通常学級における特別な 支援を要する児童生徒への対応についての教職員研修会を年間4回企画した。 新型コロナウイルス感染症の 影響で児童支援施設等の見学を伴った研修会の実施は叶わなかったが、他の3回はオンラインで行い、延べ 208名の参加があった。

保護者面談や地域に向けた便り等を通して、児童生徒の成長や学校としての取組を伝え理解を求めた。

取組2 いのちの尊さと人間としての生き方を学ぶ学習の推進

各学校において、全体計画が作成され、「いのちの教育」や道徳科の時間と各教科等との連携を図り、学習が進め られている。「いのちの教育」は、生命の誕生や、防煙・薬物乱用教室等が行われている。

道徳の指導計画が効果的に機能するよう道徳教育の推進が行われている。また、各学校の校内授業研究会におい て、道徳科の授業実践がなされた。

道徳教育について、市独自の研修会をオンラインで開催し、52名の参加があった。教職員を対象に、学ぶ機会 としてLGBTQについての「いのちの教育研修会」を計画したが、感染拡大防止のため令和4年度に延期となっ

評価

取組1 豊かな感性を育む教育の充実

Q-Uアンケートの分析結果を基に教育相談や面談等に生かし、いじめ・不登校等、児童の悩みに早期対応することができた。教職員間で情報共有しながら、組織的な対応を行うことができた。

特別支援のオンライン研修会は全教職員で参加した学校もあり、学習障がいや発達障がいなどの 特性についての理解を深めるとともに、児童生徒への支援の在り方について学んだ。教職員の特別 支援教育力の向上につなげることができた。

成果

取組2 いのちの尊さと人間としての生き方を学ぶ学習の推進

校内研究における道徳科の実践を基に、全体計画での位置付けと、授業づくりについて具体的に指導・助言することができた。

「いのちの教育」を各学校で行い、子どもが自分の命の尊さや周りの人の支えなどについて考えることができた。

市独自の研修では、全体計画での道徳教育の位置づけや多面的・多角的な見方・考え方を働かせて対話的に学びを進めることなどについての研修を行い、教職員の意識の向上につながった。

取組1 豊かな感性を育む教育の充実

子ども同士、教職員と子ども、家庭を含めた良好な人間関係を構築するため、学級担任を対象と した研修を継続し、Q-Uアンケートの結果を効果的な指導につなげていく必要がある。

課題

特別な支援を要する児童生徒が増加しており、各学校での対応が多様化している。特別支援教育のリーダー向けの研修会を新設し、特別支援教育について学校の中心となる教職員の育成に力を入れていく必要がある。

取組2 いのちの尊さと人間としての生き方を学ぶ学習の推進

改善案

特別な教科道徳の学習が「きれいなことば」だけで終わってしまう場面があった。児童生徒の多面的・ 多角的な見方・考え方につながる学習となるように、さらに研修会や、要請訪問時に伝えていく必要があ る。

「いのちの教育研修会」は、教職員の意識を高めたり、保護者への啓発をしたりする面からも継続して 行うことが望ましい。オンライン活用を視野に入れて、教職員と保護者に対する研修会の開催に努める。

令和3年度事務事業に対する外部評価者の意見・助言

「いのちの教育の充実」のために2つの取組、①豊かな感性を育む教育の充実、②いのちの尊さと 人間としての生き方を学ぶ学習の推進を行っている。各取組実施のための目標ももっともなものであ ると思う。要はこれらをどう効果的に進めていくかである。コロナ禍で必ずしも満足いくような実施 はできなかったようであるが、致し方なかったように思う。

貝山道博氏

一番肝心なことは自分の命を含め、他人の命の尊さを正しく理解してもらうことである。そのためには、報告書でも指摘されているように、「きれいなことば」だけの道徳教育では済まされない。いじめの問題は非常に難しい問題であるが、これを未然に防ぐため、問題を大きくしないためには、何よりも他人を思いやることが必要であるが、実は自分を大切にすることは他人を大切にすることでもある。自分が嫌な思いをしたくないならば、他人に対してもそうした思いをさせないようにする。利己的な動機が実は利他的な動機に結び付くという考えは、経済学で言う「保険」の考え方だが、是非、児童生徒にもわかっていただきたい。なお、いじめの事例を紹介して学習することもいじめ問題の解決に有効かもしれない。

一人ひとりが、変化の激しい社会の中で、よりよい人生や社会の創り手となるためには、「いのちの教育」の理念(第5次山形県教育振興計画H17~)に基づき、児童生徒の自尊感情・自己肯定感を育み、よりよく生きようとする意識の醸成が不可欠であり、最も重要なことであると考えている。そして、自尊感情や自己肯定感は、教師と子ども、子ども同士等の良好なかかわりの中で高められると考えている。

このような点からも、山形市教育委員会の「心の通い合う学級づくり」を目標に、その具体的な取組として、「Q—Uアンケート」の実施、分析と考察に基づく学級経営、個々への教育相談、面談等をどの学校も実施していることを高く評価したい。

中井義時氏

自尊感情や自己肯定感を育む上で、特別な支援を必要とする子どもへの対応は、学級経営上、留意すべき大切なことである。

特別な支援を要する児童生徒が増加している中で、通常学級における特別な支援を要する児童生徒への対応についての教職員研修会を年間4回企画し、208名もの参加があったこと、さらに、今後は、特別支援教育のリーダー向けの研修会を新設し、特別支援教育について学校の中心となる教職員の育成に力を入れていくことを課題としていることも高く評価したい。今後の研修会の実施を通して、特別な支援を必要とする子どもの個性(よさ)が生かされ、教師や友とのかかわりの中で自尊感情や自己肯定感が育まれる教育が実施されることを期待したい。

施策の方向 1 学校教育の充実

基本施策 2

安全・安心の学校づくり

施策

|子どもの人格を大切にする学校づくりの推進

2-5

すべての教職員が、深い愛情をもち、子どもが発達途上にあることを十分に考慮しながら、自 尊感情が高まるよう適時適切に指導することを図る。

<令和3年度事務事業の点検及び評価>

令和3年度 運営方針

■取組1 児童生徒理解に基づいた指導

1 共感的理解の共有

子ども一人ひとりに温かい目を向け、学校生活のあらゆる場面で積極的に触れ合い、対話をする中で、 子どもの良さを見つけ認めていき、信頼関係を築くコミュニケーション能力の育成に努める。

2 校内における組織的な対応

定期的に教育相談会等の情報交換会を開催することを通して、配慮を要する子どもへの支援の方向性を 決める等、情報と行動の共有を図りながら組織的に対応する。

■取組2 体罰等の不適切な行為の絶無

1 日常の心構えの徹底

体罰が本人や社会に与える影響が非常に大きいことを常に心に留め、児童生徒と向き合う際は、心に余 裕をもち、ていねいな言葉で毅然と指導することに努める。

2 組織的・計画的な指導体制

体罰等の不適切な行為の絶無に向けて、県教育委員会の定める「体罰等の根絶と児童生徒理解に基づく 指導のガイドライン」に基づき、常に同僚と話をし、相談できる職場づくりに努めるとともに、指導が困 難な場合等に、役割分担を決め、長期的な見通しに立ち、組織的・計画的に対応していくよう努める。

3 子どもに応じた対応力の養成

成長過程にある子どもに冷静に向き合うため、教員が子どもの個性に応じて適切に対応する力を養成す るよう努める。

令和3年度 取組の実施状況

取組1 児童生徒理解に基づいた指導

計画訪問や市主催の教職員研修の中で、子どもが抱える背景を推し量りながら、子どもの話をよく聞き、 子どものよさを認めていくことが大切であることを指導助言した。

教育相談員研修会や生徒指導連絡会等をオンラインで開催し、各校の取組状況を確認すると共に、校内に おける対応について共通理解を図った。

取組2 体罰等の不適切な行為の絶無

生徒指導主事、教育相談主任、特別支援コーディネーター研修会等を通し、児童生徒一人ひとりの様々な 個性、実態への対応力育成、向上に努めた。児童生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許され ないことであり、部活動等においても「山形市における部活動の方針」を基に、各校で再確認を図り体罰等 の防止に努めた。

==	÷Ι	

取組1 児童生徒理解に基づいた指導

計画訪問や要請訪問等において、教職員が一人ひとりの子どもを温かく見守る姿勢があり、多くの児童生徒が、教科の学習や行事等の特別活動、部活動に意欲的に挑戦する姿が確認された。

成果

研修会等を通して、日常的な教育相談活動等の取り組みについて情報交換の場を設定することで、自校の取組を振り返り、より効果的な取組や対応に向かおうとする意識の向上につながった。

取組2 体罰等の不適切な行為の絶無

各校において、体罰等の不適切行為はいかなる理由があっても許されない行為であることを全教 職員が認識するよう徹底し、児童生徒に寄り添いながら活動することを心がけるなど、教育観や指 導観などの意識向上につながった。

取組1 児童生徒理解に基づいた指導

課題

児童生徒が抱える課題の中には、学校だけの対応では難しいケースも多いため、個別のケースに応じて、SSWC (スクールソーシャルワークコーディネーター) の活用やまるごと相談員、福祉部局との連携に努める必要がある。

取組2 体罰等の不適切な行為の絶無

改善案

県内においては、依然として教職員の不適切な行為等がみられることから、今後とも同僚性を高めるとともに、相談しやすい職場づくりやチェックシート等を活用した自己啓発などに取り組み、体罰等の不適切な行為の根絶に向けた取組を継続的に実施していく。

令和3年度事務事業に対する外部評価者の意見・助言

「子どもの人格を大切にする学校づくりの推進」のために、2つの取組、①児童生徒理解に基づい た指導、②体罰等の不適切な行為の絶無が行われている。そのための具体的対策ももっともなもので ある。

子ども同士のいじめもなくならないが、教員による児童生徒へのいじめも少なからず報じられてい る。自分の気持ちを自制できなくなってしまうなど、教員のメンタル面での資質が低下したからなの か、それとも児童生徒の教員との対処の仕方がうまくいかなくなったのかよくわからない。体罰につ いては昔はよくあったが、児童生徒はそうされないように、うまく立ち回ったような気がする。今日 <mark>貝山道博氏</mark>体罰はかなり少なくなっているものの、子ども同士のいじめもそうだが、どちらも陰湿さが目立ち、 |限度が過ぎるようになった。体罰を根絶することは理想だが、現実にはその実現に向けて努力してい くしかない。

> そのためには教員に心の余裕を持たせていくことが必要である。少なくても学校現場での教員の負 担を少しでも軽くしていく。地域の人に教員を含めて児童生徒を見守っていただく。用事がなくとも 学校を時々訪問してもらう。それだけでもあらゆるいじめは少なくなるように思う。学級崩壊が起き た学校で、地域の方に学校の中を歩いていただいただけで、学校を正常な状態に戻したという話を記 憶している。

> 子どもの人格、人権を尊重することは教育の基本であり、教員は子どもに対して、「受容と共感、誠 意ある対応」を心がけていく必要がある。大切なことであり、かつ、教育者としての当たり前の行為 ではあるのだが、状況によっては、どの教員も「拒絶と反感、冷たく厳しい対応」になることもあ

共感的理解に基づいた指導について、計画訪問や市主催の様々な教職員研修の中で、子どもが抱え る背景を推し量りながら、子どもの話をよく聞き、子どものよさを認めていくという指導を繰り返し 行っていることを高く評価するとともに、今後も意図的、計画的、継続的に実施してほしいと思う。

中井義時氏る。

施策の方向1

学校教育の充実

基本施策3

連携による教育の充実

施策

学校間・校種間の連携の充実

3-2

子どもの健やかな成長の基盤となる、穏やかで一貫性のある学校間・校種間の連携を図る。

<令和3年度事務事業の点検及び評価>

令和3年度 運営方針

■取組1 一貫性のある円滑な連携の推進

同年代における小小、中中間といった学校間の連携とともに、幼保小、小中間など、年代の異なる子どもを 理解するための情報共有等を通した連携を図る。

- 1 幼稚園・保育所等から中学校までの一貫性のある連携の強化
- 2 幼稚園・保育所等と小学校の連携強化
- 3 小学校間・中学校間の連携強化
- 4 小中一貫校の研究

令和3年度 取組の実施状況

取組1 一貫性のある円滑な連携の推進

取組1の1~3については、幼保小連携研修会等の研修会や学校毎の情報共有の機会を活用し推進した。 幼保小連携研修会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため紙上開催とした。代表小学校および幼稚園・保育園より、入学期前後の工夫等についての情報を集約し全小学校および幼稚園・保育園へ送付した。 生徒指導主事研修会等において、小学校間、中学校間の情報を共有した。また、年1回小中生徒指導担当 者研修会を行い、小中間の情報共有を行った。各学校においては、入学前の幼稚園・保育所等との連絡会や 入学後の授業参観などの機会を設け、積極的に情報を共有した。

取組1の4については、先進地域の学校設置や運営状況に関する情報収集に努めた。

評価

取組1 一貫性のある円滑な連携の推進

情報を共有し合うことで、入学期の子どもの発達と配慮すべき内容について共通理解を図ることができた。

成果

小学校間、中学校間の連携とともに、小中間での情報共有したことで、児童生徒の発達段階に合わせた指導について理解を図ることができた。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインでの連携も行い、状況に応じた方法を工夫することで、連携の幅を広げることができた。

取組1 一貫性のある円滑な連携の推進

課題

入学時前後における課題は、年々多様化しており、教育機関のみの連携では不十分なケースが出てきている。今後も幼保小、小中間など校種間の連携を意識した積極的な取組を実施しながら、福祉部局等との連携や会の持ち方について、見直し・検討していく必要がある。

改善案

小中一貫校の研究については、「(仮称) 学校規模適正化計画」の検討と共に、学習指導面、生徒 指導面等の要素を踏まえながら更に研究を深めていく必要がある。

令和3度事務事業に対する外部評価者の意見・助言

「学校間・校種間の連携の充実」のために、幼保連携、幼保小連携、小中連携などのいわゆる異業 種間交流を推進する。横の同業種連携は言うまでもなく、企業間連携の上流から下流までの縦の異業 種連携(幼保から中学校までの一貫性ある連携)にも意欲的に取り組んでいることは、斬新的取組と して高く評価したい。

有名私立学校では昔から当たり前に行われていることではあるが、利点もあるが欠点もある。エス <mark>貝山道博氏</mark> カレーターに乗って下から上に行くことは本人や保護者にとって楽であるが、児童生徒の能力を最大 限に開発し、伸ばしていくという点では必ずしも問題がないとは言えない。実は公立学校でもこうし た問題は生じうる。多くの地域では幼稚園や保育園を含めて小学校や中学校を選ぶことができないか らだ。問題がある児童生徒の情報を先送ることはこれまで通り必要だが、児童生徒が持つ様々な能力 を学校の各段階で開発し、さらに伸ばしていくための工夫も必要である。是非、この観点から幼稚 園・保育所等から中学校までの一貫性ある連携を推進していただきたい。

連携による教育の充実は、これからの教育推進で必要不可欠なこととして現行の山形市教育振興基 本計画(平成30年度~令和8年度:前後期)で新たに設定された重点事項であると認識している。 チーム学校を進める組織マネジメントや、学校と家庭、地域との連携を強化するコミュニティ・スク ールの導入など、連携による教育が一歩ずつ推進されていることを評価したい。

小小間、小中間の連携の取組には特段記載はされていないが、山形市においては中学校区を中心に した小中連携が、その中学校区の実状に応じ年間と通して、意図的、計画的、継続的に進められてい ると認識している。

教育委員会の施策事業ではないとしても、このような好ましい連携の取組の実態を把握し、価値づ けていくことも大切なことである。また、「(仮称) 学校規模適正化計画」の検討に向けて、小中一貫 校の研究を進めているが、適正な学校規模設置の問題ではなく、小中連携を進めた小中一貫教育のよ さと課題について、山形市内における中学校区を核にした小中連携の組織からも意見を聞いてほしい と思う。

中井義時氏

連携の問題は、連携ありきの考え方ではなく、連携するとより好ましいこと、連携しないと困るこ とを明らかにし、その上で連携に向けた取組を重点化していくことが重要である。連携すると好まし いことは多く考えられるが、特に、連携しないと困ることについては教育委員会が中心となって推進 してほしいと思う。

例えば、課題・改善として、「入学時前後における課題は、年々多様化しており、教育機関のみの連 携では不十分なケースが出てきている。今後も幼保小、小中間など校種間の連携を意識した積極的な 取組を実施しながら、福祉部局等との連携や会の持ち方について、見直し・検討していく必要があ る。」と述べているが、連携体制が複雑で難しい幼稚園・保育所と小学校の連携、さらに、特別な支援 を必要とする子どもや家庭的な課題を抱える子どもについて、就学前にどのように把握し、就学後に どのように対応すべきか等、取り組むことの重点化についても検討してほしい。

また、連携については、「一緒に考え、共有したことを実践すること」の他に、「相互理解」につい ても大切にしてほしいと思う。幼稚園要領、学習指導要領等においては、幼小中は円滑な連携が進む ようにその内容と方法が整理されている。幼児・児童・生徒に身につけるべき資質・能力も同じであ

- り (〈基礎〉は幼稚園要領で示されていること)、それぞれの学校園の教員がこれらのことを幼保・ 小・中のつながりの中で捉え、相互理解にたった教育を進めることが連携の基本になると考える。
- 1. 生きて働く知識・技能の習得(基礎)
- 2. 未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力の育成(基礎)
- 3. 学びを人生や生活に活かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養

特に、3. については幼児からしっかり取り組むべきことである。そして、これらの資質・能力を幼保と小学校の連携の中で進めていくこととして、全国的に幼稚園・保育所等で実施されているアプローチカリキュラム、小学校で実施されているスタートカリキュラムへの取組は必然のことであり、教育委員会としての指導・支援も強化してほしいと思う。

施策の方向2

生涯学習の推進

基本施策 7

家庭・学校・地域と連携し、次代を担う健全な人づくり

施策

青少年の健全育成活動の充実

7-1

青少年問題に関する理解・意識高揚を図り、青少年の健全育成運動を促進する。

<令和3年度事務事業の点検及び評価>

令和3年度 運営方針

■取組 1 青少年の健全育成体制の充実

1 青少年問題協議会の開催

青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する施策について協議し、関係機関に対し意見の具申を行う。

2 青少年健全育成講演会の開催

これからの社会を担う青少年の健全育成を推進し、市民全体の意識高揚を図るため、「子ども・若者育成 支援強調月間」に合わせ、現在の青少年を取り巻く問題を取り上げた講演会を開催する。開催に当たって は、保護者などに広く呼び掛けるため、市の公式ホームページ、市報、公民館だより等で参加者を募集する。

3 青少年育成推進員の委嘱・活動促進

地域における青少年健全育成活動を組織的・継続的に実践するため、小学校区ごとに青少年育成推進員を 委嘱し、その活動の推進を図る。

4 「やまがたの青少年」の発行

青少年の実態と当市行政施策についての冊子を編集・発行する。

また、市の公式ホームページにも掲載し、周知を図る。

5 「大人が変われば子どもも変わる」県民運動への取組

運動を推進するため、青少年育成推進員や学校、PTAなどの関係団体と連携し、有害図書類調査や各種マナーアップ向上を図るための啓発キャラバン運動等の事業を展開する。

■取組2 青少年健全育成団体等への支援・協力

青少年の健全育成・非行防止の自主的活動を展開する青少年健全育成団体等(8団体)に補助金等を交付 し、青少年の健全育成活動を支援する。

また、地域一体となって青少年健全育成運動を促進するための活動に対し、奨励金を交付し支援する。

·交付額 1地区 65,000円 34地区

■取組3 青少年が抱える問題の相談機関・専門機関との連携・周知

青少年が抱える様々な問題や困難は複雑化しており、対処できる専門機関へつなぐことも重要であることから、国や県、若者相談支援機関、社会福祉協議会、保健所等の専門機関と協力・連携するとともに、それら機関について広く市民へ周知を図る。

令和3年度 取組の実施状況

取組1 青少年の健全育成活動の充実

1 青少年問題協議会の開催

青少年問題協議会は、令和2年度まで開催時期を12月としていたが、年次ごとに業務を総括するため に開催するのであれば時期が不適切であるというご意見をいただき、令和3年度からは、学校の1学期が 終了する7月に開催することとした。前年1年間の事業集約と当該年度の取組を議題とした。

- ・会 長 市長「委員27名(会長含む)]
- ・開催日 令和3年7月28日(水)
- ・出席者 25名(会長含む)
- ・内容 ①青少年の健全育成活動の充実
 - ②児童・生徒の登下校時の安全・安心確保
 - ③青少年を取り巻く環境の改善
 - ④青少年を見守る街頭指導・少年相談の充実
- 2 青少年健全育成講演会の開催

青少年健全育成を推進するため、各健全育成団体の方を中心に開催した。

令和3年度は、青少年育成推進員連絡協議会・青少年育成市民会議・青少年指導センター指導委員と 合同で開催した。

- ・開催日 令和3年11月22日(月)
- ・テーマ 壊されゆく子どもたち~今、私たちにできること、しなければならないこと~
- ・講師 水谷修氏(花園大学客員教授 「夜回り先生」)
- ・対象 青少年指導センター中央指導員、地区青少年健全育成関係者、一般市民
- •参加者 248名
- 3 青少年育成推進員の委嘱・活動促進

地域における青少年健全育成活動を組織的・継続的に実践するため、各小学校区から1~2名計60 名の青少年育成推進員を委嘱し、青少年健全育成活動の推進を図った。

4 「やまがたの青少年」の発行

例年、青少年問題協議会の開催時期に合わせて発行していたが、令和3年度より当会議の開催時期が 12月から7月に変更したことに伴い、発行間隔が短くなったことから、当年度は発行を行わず、内容 の充実に向けて見直しの検討を行った。

- 5 「大人が変われば子どもも変わる」県民運動への取組
 - ① 学校の夏季休業期間中(7~8月)の地区街頭指導とあわせて、有害図書等の一斉調査を実施し、有 害図書等の設置状況について村山地区青少年育成連絡協議会に報告した。
 - ・報告件数 令和3年度:94件、令和2年度:90件、令和元年度:108件
- ② 県民運動の啓発活動としての啓発ポケットティッシュ配布(例年11月)については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止となった。代替えの取組みとして、青少年健全育成講演会開催時、参加者へ配布し周知を図った。

取組2 青少年健全育成団体等への支援・協力

- 1 各団体等に補助金・負担金を交付
 - 9団体に対して、活動支援として補助金及び負担金を総額15,740千円交付した。
 - ① 青少年育成市民会議運営費補助金(150千円)
 - ② 社会を明るくする運動活動費補助金(405千円)
 - ③ 山形地区保護司会運営費補助金(405千円)
 - ④ 羽陽和光会運営費補助金(450千円)
 - ⑤ 子ども会育成連合会運営費補助金(470千円)
 - ⑥ PTA連合会運営費補助金(800千円)
 - (7) 青少年育成推進員連絡協議会負担金(350千円)
 - ⑧ 青少年指導センター指導委員連絡会負担金(350千円)

- ⑨ 学習空間mana-vi運営費補助金(12,360千円)
- 2 各地区における青少年健全育成活動支援のため地区青少年健全育成連絡協議会に奨励金を交付
 - · 交付総額 2, 145千円

@65,000円×33地区(34地区の内1地区がコロナ禍の影響等により申請無)

取組3 青少年が抱える問題の相談機関・専門機関との連携・周知

青少年が抱える様々な問題や困難な事業に対応するため、少年相談窓口の設置による「電話相談」または「メール相談」によるものは、個別内容により、つなぎ相談を実施した。

〈表1〉

相談状況(件)			令和元年度			令和2年度			令和3年度		
全相談件数			7 8			6 8			4 7		
電話	面談	メール	2 6	1	5 1	2 5	0	4 3	1 6	2	2 9
内つなぎ件数			2	0	5	2	0	6	4	0	3

評価

取組1 青少年の健全育成活動の充実

「青少年問題協議会」を開催し、警察署や法務局人権擁護委員連合会などの関係団体と意見交換を行ったことで、青少年の健全育成や非行防止等に関する活動の更なる充実につながった。

青少年健全育成講演会については、例年と異なり3つの青少年育成団体と連携し合同で実施した ことにより、例年よりも多くの方に参加いただいた。講師に対する質疑では、子育て世代の参加者 からの実例を交えた質問などもあり、健全育成の意識高揚が図られる貴重な機会となった。

成果

取組2 青少年健全育成団体等への支援・協力

補助交付団体と協議し青少年を取り巻く状況や活動の実態を把握しながら継続的に補助金等を交付する事で、青少年の健全育成・非行防止の活動を支援することができた。

取組3 青少年が抱える問題の相談機関・専門機関との連携・周知

相談員が青少年からの相談に適切に対応するとともに、相談の内容に応じて、具体的な対応が可能な他課や専門性のある別の組織につなぐことにより、問題の解決、軽減に寄与できた。

取組1 青少年の健全育成活動の充実

SNSの普及などにより、青少年を取り巻く環境は大きく変化していることから、「青少年問題協議会」などを活用し、青少年の健全育成や非行防止に向けた活動について、関係団体と協議しながら実態に即した適切な方法を検討し実施していく。

課題

改善案

昨年度は関係団体が連携し青少年健全育成講演会を合同で開催したが、その内容が好評だったことから、今年度も関係団体の意向を確認しながら、有意義な講演会を開催し、青少年の健全育成に対する市全体の意識の高揚を図る。また、開催にあたっては、青少年健全育成団体だけでなく、保護者、地域、学校関係者などに積極的な参加呼びかけを行うとともに、市ホームページやLINEなどにより広く周知する。

取組2 青少年健全育成団体等への支援・協力

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、各団体が例年実施しているスポーツ研修会や健全 育成啓発活動、広域での子ども見回り活動などが中止となり、様々な活動の機会が減少した。こう した状況の中、各団体では創意工夫を凝らし代替えの事業として「山形キッズ スゴ技&とびきりな笑顔大募集」事業の開催や、一堂に会さず個別に訪問し子どもたちの表彰を行う等、それぞれが知恵を出し合いながら継続して健全育成に関する活動を行っていることから、行政として継続的な財政支援を行うとともに、各団体と協議しながら、アフターコロナを視野に入れながら更なる活動の充実に向けた改善策を検討していく。

取組3 青少年が抱える問題の相談機関・専門機関との連携・周知

相談業務の質を高めるためには、より広い視野で対応する必要があることから、相談員同士の情報交換の機会を設ける。また相談員により専門的な知識や情報を取得していただくため、他の相談機関や専門機関の関係者を講師に招き研修を行う。

新たな手法としてのSNSを活用した相談業務については、既に実施している県や他自治体の取組状況を調査研究し、県との役割分担や費用対効果などを踏まえながら必要性について検討する。

令和3年度事務事業に対する外部評価者の意見・助言

「青少年の健全育成活動の充実」ということで、青少年問題協議会や青少年健全育成講演会の開 催、青少年育成委員の委嘱・活動の推進、「やまがたの青少年」の発行(山形市の公式ホームページへ の掲載を含む)、「大人が変われば子供も変わる」県民運動との連携、さらには青少年健全育成団体等 への支援・協力、青少年が抱える問題の相談機関・専門機関との連携・周知と実に様々な取組を行っ ている。こうした努力に敬意を表したい。

青少年は地域のすべての力を動員して育てるという考えはとても重要である。教育の場は学校だけ

貝山道博氏 他の地域の人々も青少年の育成に関わらなければならない。このことは地域のコミュニティが確立し ていた昔は当然のことであったが、今は地域住民同士の関係が希薄になってしまったため、行政の方 から仕掛けて地域の力を引き出さなければならなくなった。そうした中でこうした取り組みが行われ ることは、とても喜ばしいことである。

に限らないように、教員だけがその役割を担うものではなく、保護者やその家族はもちろんのこと、

ひとつだけお願いしたいことがある。青少年健全育成団体等への金銭上の支援であるが、是非、年 度が替わったら前年度の活動報告会を開いて、皆が情報を共有し、良いと思ったことは他の団体でも 行っていくように仕向けていただきたい。報告会の開催は各団体の活動のマンネリ化を防ぎ、あわせ て税金の効果的使用にもつながると思うからである。

青少年の健全育成活動の取組については、幅広い年齢層かつ諸問題を抱える青少年を対象に、委員 会の各課との連携のみならず、庁舎内各部局や地域内の関係機関、各種青少年育成団体との連携、国 や県の取組の推進等、複雑多岐にわたる事業について、整理しながら進めていることをまず評価した

青少年の健全育成については、県や市、教育委員会や各部局、各地区の団体等、各機関でいろんな ことに取り組んでいるが、実効性のある「連携」が最大の課題である。

中井義時氏

令和3年度の青少年健全育成講演会については、3つの青少年育成団体と連携し合同で実施したこと により、例年よりも多くの参加(248名)があったこと、講師との質疑応答も活発に行われ、健全育 成の意識高揚が図られる貴重な機会となったことは、連携による企画運営の成果であると思われる。 今後も、青少年を取り巻く諸課題への対応について、どの青少年健全育成団体、関係機関と連携を進 めていくか検討しながら進めてほしい。

青少年からの相談に対して相談員が適切に対応できる資質・能力を高めていくことも大切である が、相談の内容に応じて、具体的な対応が可能な他課や専門性のある別の組織につなぐことは、さら に大切なことである。取組3の課題・改善で述べている「相談員により専門的な知識や情報を取得し ていただくため、他の相談機関や専門機関の関係者を講師に招き研修を行う。」ことを継続的に実施し てほしいと思う。

施策の方向 2 生涯学習の推進

基本施策 7

家庭・学校・地域と連携し、次代を担う健全な人づくり

施策

|児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保

7-2

「子どもたちを、より多くの目で見守ります」という基本理念のもと、「子どもの安全・安心 対策の基本方針」に基づき、子どもの登下校時等の安全・安心の確保に努める。

また、児童生徒の危険防止のための措置を講じ、安全な環境の維持を図る。

<令和3年度事務事業の点検及び評価>

令和3年度 運営方針

■取組 1 子どもの安全・安心対策の組織的推進

1 「子ども安全対策会議」による教育委員会内各部署との連携

「子どもの安全・安心対策の基本方針」(平成18年策定、平成27年改定)に基づいた施策を実施する ため、教育委員会内の「子ども安全対策会議」を通じて、安全・安心対策を推進する。

また、「子どもの安全・安心対策の基本方針」については、子どもたちの現況に沿った施策への検討を進 める。

2 通学路の整備

通学路安全確保のため、各小学校から危険箇所の報告を受け、関係機関との連携を計りながら通学路安全 点検を行い、改善を図るように努める。また、冬期間の通学路の除排雪に関わる対応を行う。

3 中学校通学路防犯灯の整備

通学路安全確保のため、防犯灯の維持管理・改修を行う。

また、学校からの要望を基に、関係機関と連携を図りながら、防犯灯の新規設置を行う。

■取組2 子どもの安全・安心を地域で守る体制の充実

1 子ども見守り活動の推進

子どもの危険を未然に防止するため、子ども見守り隊や各地区青少年健全育成連絡協議会を中心に行わ れている登下校時の地域見守り活動を推進する。

- (1) 各地区の「子ども見守り隊」運動を啓発・支援する。
- (2) 学校・地域と警察署との連携のもと、「こども110番」について啓発・支援する。
- 2 危険箇所の把握

青少年指導センター指導委員による街頭指導・巡回において危険箇所等を把握し、改善を図る。

■取組3 緊急情報の迅速な配信

「子ども安全情報配信システム」の運用

児童生徒の安全確保に努めるため、携帯電話等のメール機能により保護者や教員、地域の青少年健全育成 関係者等のシステム登録者に不審者情報を配信する。また、定期情報として、子どもたちの安全と安心に繋 がる注意喚起や健全育成の各種イベント情報等を適宜に配信する。なお、村山管内7市7町の連携中枢都市 圏において、連携市町との情報共有により安全情報の配信を進める。

システム登録者の増加を図るためチラシ等を作成し、市の公式ホームページや各健全育成団体の機関誌等 を通して積極的な周知を行う。

■取組4 一人にならない、一人にしないための仕組みの充実

複数での登下校

複数での登下校を、小・中各学校の実情に応じて実施する。

令和3年度 取組の実施状況

取組1 子どもの安全・安心対策の組織的推進

1 「子ども安全対策会議」による教育委員会内各部署との連携

「子どもの安全・安心対策の基本方針」に基づき、関係部署との連携により、子どもたちをより多くの目で見守るための取組を行い、登下校時等の安全・安心の確保に努めた。各部署において子どもたちの現況及び前年度の取組状況等を把握しながら基本方針に沿った取組を実施した。

2 通学路の整備

5月に小学校より通学路の危険箇所について、防犯面も含め報告を受け、6月から学校及び警察や道路管理者などの関係機関と通学路の合同点検を行い、早急に対応すべき危険箇所がある場合には、関係機関と連携を図りながら対応した。令和3年度は八街市の事故を受け、7月に小学校の再調査を行うとともに、中学校にも調査を行い、危険箇所として報告を受けた137ヵ所すべての点検を実施した。

3 中学校通学路防犯灯の整備

通学路安全確保のため防犯灯の整備(交換、新設)を以下のとおり行った。

- LED灯への交換 11灯
- ・通学路防犯灯がなかった箇所への新設 14灯

取組2 子どもの安全・安心を地域で守る体制の充実

1 子ども見守り活動の推進

地区が主体で行う「子ども見守り隊」運動への支援として、各地区の青少年指導センター(各地区健全育成団体)に車両巡回用のマグネットステッカーを配布し、地域内での見守り活動の推進を図る支援を行った。また、放課後の子どもたちを対象とした各地区で行われる活動に対し、奨励金を交付した。なお各地区では当奨励金を活用し、地区安全マップの作成、インターネットの正しい使い方学習会、だがしや楽校などの活動に取り組んでいる。

2 危険箇所の把握

学校の長期休業中、各地区に一斉街頭指導及び道路や公園等の危険箇所の点検を(春夏冬休みに合わせ年3回実施、令和3年度冬季はコロナ禍と大雪のため中止)を依頼し、改善が必要な箇所については速やかな対応を行うため管理する関係機関に修繕等の依頼を行った。

※ 令和3年度:17か所、令和2年度:6か所、令和元年度:20か所

取組3 緊急情報の迅速な配信

- 1 「子ども安全情報配信システム」の運用
- (1) 不審者情報等

「子ども安全情報配信システム」への登録に向けた周知を行うとともに、県警本部等の不審者情報等を中心に安全情報の一斉メール配信を行った。令和3年度からは山形市連携中枢都市圏の連携事業として村山管内7市7町の情報も広域情報として配信し、圏内の情報共有を行った。

また、令和3年度からは市LINE公式アカウントでも配信を開始し、SNSを活用した情報共有を図った。

(2) 定期情報等

学校の長期休業中や部活動の強化練習期間などには、事件・事故等に巻き込まれないよう注意喚起の配信を行ったほか、市主催の健全育成のイベント情報等を適宜に配信し、不審者事案に限定しない安全情報の配信を行った。

※ 配信件数の内訳等

システム登録件数			1	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
			(3, 254件)			(4, 524件)			(4,883件)			
配信件数			3 0			7 2			8 0			
不審者情報		注意	2	6	4	6	6	G	7 6		4	
市内	広域	喚起	2 6		4	6 6	_	6	20	5 6	4	

取組4 一人にならない、一人にしないための仕組みの充実

1 複数での登下校

各小中学校では、現在、複数での登下校のほか、児童生徒一人ひとりが自分で安全確認を判断しながら 登校するなど、学校の実情に応じて登下校の方法が異なっている。小学校においては、低学年の下校時間 に合わせ、地域の見守り隊などによる見守り活動を行う等の活動を行っている。

登下校や放課後、週末、長期休業等には、学校、保護者、地域、青少年健全育成団体、警察等と連携 し街頭指導等を行うことで、子どもたちの安全確保に努めた。

平日には専門指導員と中央指導員による街頭指導を毎日2回行い、令和3年度からは新たに夕刻・夜間帯の巡回を強化するため、青色回転灯を装着した青色防犯パトロール車を導入し、機動力を活かしたより広い範囲の見守り活動を行った。また、各地区では地区指導員による地域ごとの計画に沿って見守り活動を行った。

成果指標									
年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5				
指標名(説明)	小・中学生の児童生徒数に応じた「子ども安全情報配信システム」登録の割合 (保護者等のシステム登録率)								
目標値			6 0	7 0	8 0				
実績値	2 4	2 4	2 5						

評価

取組1 子どもの安全・安心対策の組織的推進

1 「子ども安全対策会議」による教育委員会内各部署との連携

関係部署との連携に加え、それぞれが関係する外部機関等(市内防犯協会(市民課)、市内保育 園(子ども保育課)、市内福祉施設(指導監査課))と情報共有を図り、子どもたちをより多くの 目で見守るための取組の推進に繋げることができた。

成果

2 通学路の整備

危険箇所の点検を行い、学校や道路管理者、警察における対策を検討し、交通安全指導や 通学路の変更、グリーンベルトや標識の設置などの対策を行い、通学路における児童生徒の安全 確保につながった。

3 中学校通学路防犯灯の整備

新設を行うことで、通学路の安全確保に寄与した。また、環境へ配慮したLED灯へ交換した。

取組2 子どもの安全・安心を地域で守る体制の充実

1 子ども見守り活動の推進

地域の子ども見守り隊等へのマグネットステッカーの配布により、子どもの安全を地域で守る体制を支援することができた。また、子どもが被害者となる事件・事故を回避する意識が醸成されるとともに、地域の状況に応じた取組の推進に繋がった。

2 危険箇所の把握

街頭指導を通した危険箇所の把握とその修繕を行ったことで安全を確保することができた。

取組3 緊急情報の迅速な配信

1 「子ども安全情報配信システム」の運用

市LINE公式アカウントを併用した不審者情報等の配信により、速やかな情報提供を行い迅速な対応に繋げることができた。また、街頭指導などによる巡回活動が一因となり、不審者への抑止効果に繋がり不審者情報等の件数が減少した。

(市内 令和3年度20件、令和2年度:66件)

取組4 一人にならない、一人にしないための仕組みの充実

1 複数での登下校

学校の実情に応じて複数での登下校を呼びかけるとともに、街頭指導を実施することで不審者 の抑制に繋がった。

取組1 子どもの安全・安心対策の組織的推進

1 「子ども安全対策会議」による教育委員会内各部署との連携

子どもたちを取り巻く環境は地域によって異なることから、学区ごと等の現況を把握し実情に 沿った効果的な施策の検討を進める必要があるため、引き続き、関係部署との連携により「子ど もの安全・安心対策の基本方針」に沿った取組を実施する。

2 通学路の整備

通学路の危険箇所として挙げられた箇所によっては、道路の形状や地域住民の生活に支障が生じるなどの理由から、すぐには改善が図られない箇所もあることにより、今後とも関係機関と連携を図りながら改善を図るよう努める。

3 中学校通学路防犯灯の整備

改善案

課題

電気代を少なく環境にも配慮するためには、LED灯を使用(交換、新設)する必要がある。 水銀灯は、水銀電球の生産が終わったため、LED化(交換、新設)を計画的に促進する必要 がある。

今後とも通学路の安全確保に向け、計画的に関係機関とも連携しながら整備していく必要がある。

取組2 子どもの安全・安心を地域で守る体制の充実

近年、不審者等の発生が増加傾向にあり、子どもたちを見守る機会を減らすことなく安全安心対策を講じる必要があることから、引き続き、地域、学校、青少年健全育成団体等の方々との連携強化を図るとともに、民間事業所等、新たな連携先の確保を検討する。

また、公民館やコミュニティセンターを活用し、子どもたちの安全・安心に関する防犯講座など を開催することで、子どもたちを地域で見守ることに関する意識の醸成を図る。

取組3 緊急情報の迅速な配信

「子ども安全情報配信システム」の保護者等の登録率(小・中学生の児童生徒数に応じた割合)が伸びていない状況にあり、登録率増加に向けた取組が必要であることから、引き続き市LINE公式アカウント、公式ホームページ、青少年健全育成団体等を通し積極的な周知を行うとともに、公民館等で実施するスマートフォン講座におけるシステム登録働きかけなどにも取り組む。また、青少年健全育成講座案内の配信など、内容の充実にも取り組んでいく。

取組4 一人にならない、一人にしないための仕組みの充実

不審者対策を踏まえ、警察等との合同での街頭指導など、継続した連携体制の強化を図る必要があることから、引き続き、安全な登下校に向けた取組の呼びかけを行う。

令和3度事務事業に対する外部評価者の意見・助言

「児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保」のために、4つの取組、①子どもの安全・安心対策の組織的推進、②子どもの安全・安心を地域で守る体制の充実、③緊急情報の迅速な配信、④一人にならない、一人にしないための仕組みの充実を行っている。そのための対策も実に多様である。こうした意欲的な試みに対し敬意を表したい。

貝山道博氏

最近、仙台市内で学校付近に住む住民に中学生が襲われた事件があった。この事件を知り、改めて 地域での児童生徒の見守りが大切であることを認識した。登校時や下校時だけでなく、一日中監視し なければならないということである。まさに異常な事態だが、子どもたちの安全・安心が担保される ためにはそうしなければならないということだ。ここでこそ地域住民の方々のご協力が必要になって くる。同時に、児童生徒たちに単独で行動しない、皆で一緒になって行動することを徹底して教え込 まなければならない。日本は安全・安心な国と皆が勝手に思っているようで、暗くなっても一人でコ ンビニなどに出かけることが多い。残念ながら、この安全・安心神話は崩壊したと皆が思わなければ ならない世の中になってしまった。嘆かわしいことであるが、こうした事態を直視し、由々しき問題 が起こらないように常日頃対策を講じなければならない。

前にも述べたが、児童生徒自らいかがわしい情報にアクセスしないよう、こちらにも注意しなければならない。事件勃発の発端につながることが多いからである。こちらも家族や学校はもとより地域も一体となって連携して、事件の未然の防止に取り組まなければならない。

山形市における「児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保」については、「子どもの安全・安心対策の基本方針」(平成18年策定、平成27年改定)がしっかりしていること、かつ、子どもたちの現況に沿った施策への検討を行いながら教育委員会内の「子ども安全対策会議」を通じて、安全・安心対策を、学校・家庭・地域が連携し、組織的に推進されていること、まず、これらの体系的な取組を高く評価する。

中井義時氏

また、安全確保としての「通学路の環境整備」「危険箇所の把握と対応」、子どもの危険を未然に防止するための「地域で子どもを見守る体制」や「子ども安全情報配信システムの運用」「複数での登下校」など、一つ一つの取組が具体的であり、かつ、学校・家庭・地域の連携だけでなく、目的に応じて警察や青少年健全育成団体等と連携して取り組んでいることが成果に繋がっていると言える。

取組3の緊急情報の迅速な配信について、「子ども安全情報配信システム」の保護者等の登録率 (小・中学生の児童生徒数に応じた割合)が伸びていないことを課題にしているが、改善案として考 えていることは実行してほしいと思う。さらに、登録しない要因の一つに保護者の意識の問題もある かと予想されるので、学校やPTAとの連携を強化し、緊急情報の迅速な配信の意味・意義等を理解 していただく取組等も検討していただきたい。

5 外部評価者の総評

<外部評価者> 貝山 道博 氏

令和3年度の教育委員会の活動報告を拝見し、委員会として実にアクティブに活動されていることがよくわかります。コロナ禍ということで、これまで経験がない問題も加わりましたが、2年目ということで落ち着いて対応されているようで、何よりです。

相変わらず学校現場では実に様々な問題が生じています。そのほとんどすべてが報告 書で取り上げられ、問題解決のために学校の教職員の皆さんが精力的に取り組んでいる こともよくわかります。

ただし、教員の負担軽減の問題はどうなっていくのか、この問題に対する対応が、退職した教員の方のお力をお借りすること以外、報告書からは必ずしもうかがえません。 先日テレビでのレポートで知ったことですが、教員になろうとする若者が少なくなっているとのことです。理由はいくつかあります。忙しくて自分の時間を持てない、休日も家で仕事しなければならず、事実上サービス残業を強いられている、仕事の量が多いわりには報酬面で報われていない等々です。この問題は山形市に限ったことではありません。文部科学省自らが今の教育の仕組みを変えていかなければ解決しない問題です。

しかしながら、そうした動きとは別に山形市独自で行えることもあるはずです。例えば、前述した退職した教員のお力をお借りすることがそうです。また、以前から申し上げていることですが、学校単位のクラブ活動を地域単位の活動に移していく、その指導を教員ではなく地域のプロにお任せすることもできるはずです。私の中学1年生の孫は川口市立中学校のソフトテニス部に入り活動していますが、土曜日は教員が面倒を見て、日曜日は地域のプロが指導しています。ちなみに平日は部員だけの自主活動だそうです。こうしたこともやれるようで、このことが教員の負担軽減につながっているようです。山形市もぜひこれを参考にして、検討してみてください。

教員の教育力向上のためには、教員が学ぶ(自己研鑽する)時間を作ってやることです。このことは学校教育をより良くし、ひいては日本の復活・再生につながるものと確信しています。

<外部評価者> 中井 義時 氏

山形市における「教育委員会事務の点検及び評価」については、施策の目標、目標を 具現化する取組とその計画、実施、評価、改善等が明確に示されている事例が多い。ま た、紙面でも活動様子や具体的にイメージでき、成果指標を掲げた客観性も見える。所 管する学校、施設も多く、「人、モノ、カネ」の面からも実現困難なことも多いが、知恵 を出しながら克服していこうという本市における「点検・評価と改善」の姿勢を高く評 価したい。

令和元年度及び2年度の外部評価委員の意見・助言について、難しい課題についても 真摯に受け止めて、その対応を考え、令和4年度の現時点でも検討と実践を続けている ことが伺える。教育施策をよりよく展開していこうという姿勢が、教育委員会・教育委 員会事務局を通じて共有されているからこそできるものである。

今後も、何のための「教育委員会事務の点検及び評価」であるかを、各施策を担当する職員一人一人が主体的に考えながら取り組んでいただき、学校・家庭・地域の教育力を高めていただきたい。

山形市の教育委員会の活性化については、コロナ禍にあっても、例年同様に充実した 諸会議(総合教育会議。定例会議・教育懇談会等)、計画訪問や、学校視察、研修会が実 施されている。また、社会に開かれた教育委員会として、毎月実施される教育委員会の 議事録や、総合教育会議の会議録等もホームページ等で詳細に掲載され、協議テーマに ついて市長や教育委員がどのような考えを持っているのかがよくわかる。

特に、令和3年度の総合教育会議のテーマは、ICTを活用した教育、コミュニティ・スクールによる学校・家庭・地域が連携・協働した教育という令和の日本型学校教育の中核となるものであり、市長はじめ、教育長、教育委員の皆様の考え方が公開されることは大切なことである。

各総合教育会議の協議を、現在進行中の事業等に反映させ実行していくこと、今後の 見通しの中で検討、計画していくこと、先進事例や有識者に学びながら研究していくこ となどの視点から整理していくことなど、併せてお願いしたい。

【参考資料1】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律《抜粋》

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

(教育委員会の職務権限)

- 第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。
 - 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関 以下「学校その他の教育機関 以下「学校その他の教育機関 以下「学校その他の教育機関 以下「学校その他の教育機関 以下「学校その他の教育機関 以下「学校その他の教育機関 以下「学校その他の教育機関 はいっぱい はいます またい またい しゅうしゅう
 - 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」とい う。)の管理に関すること。
 - 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に 関すること。
 - 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
 - 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
 - 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
 - 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
 - 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
 - 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
 - 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
 - 十一 学校給食に関すること。
 - 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
 - 十三 スポーツに関すること。
 - 十四 文化財の保護に関すること。
 - 十五 ユネスコ活動に関すること。
 - 十六 教育に関する法人に関すること。
 - 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
 - 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
 - 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関する こと。

(長の職務権限)

- 第二十二条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を 管理し、及び執行する。
 - 一 大学に関すること。
 - 二 幼保連携型認定こども園に関すること。

- 三 私立学校に関すること。
- 四 教育財産を取得し、及び処分すること。
- 五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。
- 六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

(職務権限の特例)

- 第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定 めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は 全てを管理し、及び執行することとすることができる。
 - 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの(以下「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること(第二十一条第七号から 第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。)。
 - 二 スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)。
 - 三 文化に関すること(次号に掲げるものを除く。)。
 - 四文化財の保護に関すること。
- 2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育 委員会の意見を聴かなければならない。

(事務処理の法令準拠)

第二十四条 教育委員会及び地方公共団体の長は、それぞれ前三条の事務を管理し、及び執行するに 当たつては、法令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に 基づかなければならない。

(事務の委任等)

- 第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を 教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
 - 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
 - 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
 - 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
 - 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に 関すること。
 - 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
 - 六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。
- 3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時 に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。
- 4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員(以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。)に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

- 第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たつては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
 - 一以下 省略一

【参考資料2】

山形市教育委員会の権限に属する事務等の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第26条の規定に基づき実施するこの市の教育委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務等の管理及び執行の状況に係る点検及び評価(以下「点検及び評価」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる事務及び事業)

- 第2条 点検及び評価の対象となる事務(以下「対象事務等」という。)の範囲は、法第26条に規定する委員会の権限に属する事務その他の委員会が所管する事務及び事業とする。
- 2 点検及び評価は、点検及び評価を実施しようとする年度の前年度における対象事務等についてこれ を行う。

(点検及び評価)

- 第3条 点検及び評価の実施は、委員会の各課等による対象事務等の自己点検及び評価(以下「自己点検及び評価」という。)並びに教育に関し学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)による評価(以下「外部評価」という。)により行うものとする。
- 2 外部評価は、自己点検及び評価の終了後に行うものとする。

(自己点検及び評価の方法)

第4条 自己点検及び評価は、委員会の各課等による対象事務等の成果、課題及び今後の方向性について検証することとする。

(外部評価)

- 第5条 外部評価を行うため、外部評価員を置く。
- 2 外部評価員は、学識経験者から教育長が委嘱する。
- 3 外部評価員は、2人以内とする。

(報告書の作成)

第6条 教育長は、点検及び評価の終了後、速やかに点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、教育委員会会議に付議するものとする。

(議会への報告)

- 第7条 委員会は、前条の規定により付議した報告書について教育委員会会議の議決があったときは、 当該報告書を、この市の議会(以下「市議会」という。)の常任委員会及び全員協議会に提出するもの とする。
- 2 前項の規定により報告書を提出する時期は、仕事の検証システムの検証結果の市議会への報告と同じ時期とする。ただし、仕事の検証システムの検証結果の市議会への報告が、市議会9月定例会以前に報告される場合は、市議会12月定例会に提出するものとする。

(公表)

第8条 委員会は、前条の規定により報告書を提出した後、当該報告書を速やかに山形市公式ホームページに掲載し、公表するものとする。

(点検及び評価の結果の反映)

- 第9条 委員会は、点検及び評価の結果を踏まえ、対象事務等の見直し、改善等に努めるものとする。 (庶務)
- 第10条 点検及び評価に係る庶務は、教育委員会管理課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、点検及び評価に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附即

この要綱は、平成24年6月21日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成24年度以降の自己 点検及び評価について適用する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。